

各交通圏タクシー準特定地域協議会 設置要綱の一部改正について

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年10月14日 （目的） 第1条 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年10月14日 （目的） 第1条 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)
- ③ 若林亜理砂(駒澤大学法科大学院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)
- ⑥ 公益社団法人東京タクシーセンター 専務理事

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)
- ⑥ 公益社団法人東京タクシーセンター 専務理事

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。

④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。

④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正
附則 平成27年〇〇月〇〇日 一部改正

- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学大学院教授)
- ③ 若林亜理砂(駒澤大学法科大学院教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学大学院教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

る。

- (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議

る。

- (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議

- 決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

- 第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正
附則 平成27年〇〇月〇〇日 一部改正

- 決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正

東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成２１年１１月 ４日 （目的） 第１条 東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第２条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２ この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 ３ この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４ この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 ５ この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第３条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 （１） 準特定地域計画の作成 （２） 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 （３） 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成２１年１１月 ４日 （目的） 第１条 東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第２条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２ この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 ３ この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４ この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 ５ この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第３条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 （１） 準特定地域計画の作成 （２） 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 （３） 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学大学院教授)
- ③ 若林亜理砂(駒澤大学法科大学院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学大学院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

る。

- (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議

る。

- (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議

- 決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

- 第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正
附則 平成27年〇〇月〇〇日 一部改正

- 決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正

東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学大学院教授)
- ③ 若林亜理砂(駒澤大学法科大学院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

- ① 太田和博(専修大学商学部教授)
- ② 戸崎肇(早稲田大学商学大学院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 東京労働局 労働基準部 監督課長
- ② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
- ③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
- ④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
- ⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

る。

- (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議

る。

- (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議

- 決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

- 第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月18日 一部改正
附則 平成27年〇〇月〇〇日 一部改正

- 決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

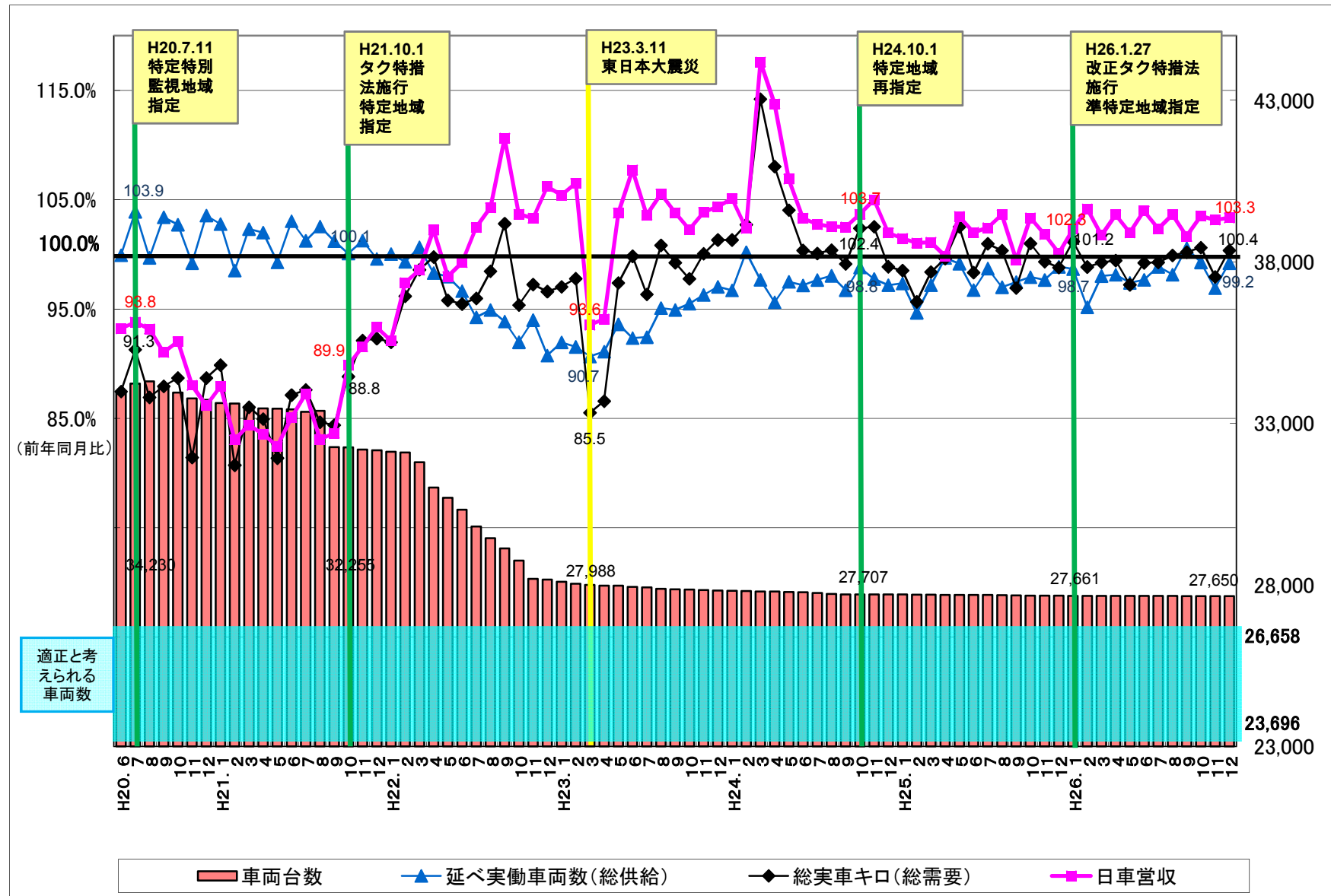
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月28日 一部改正

タクシー事業の現状について

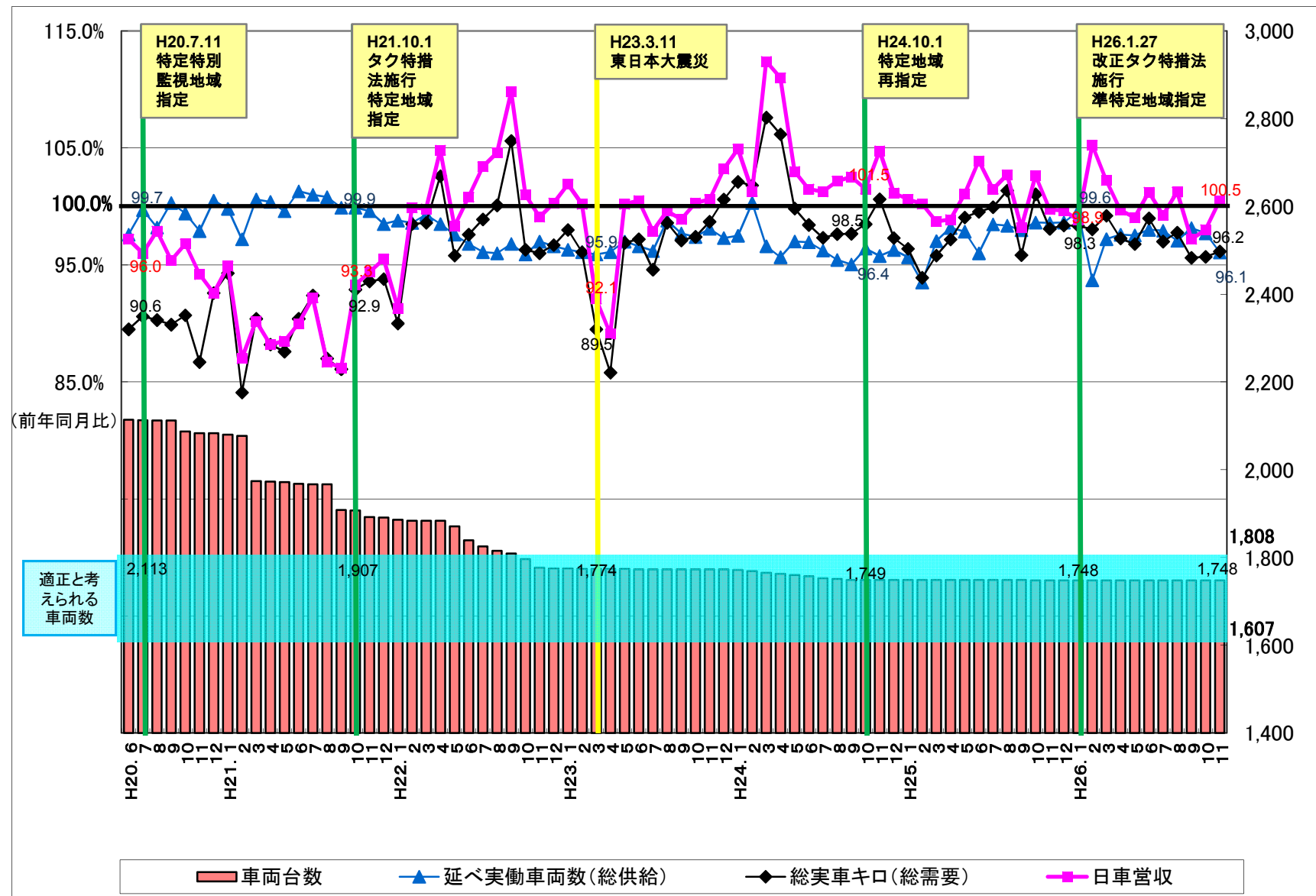
1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移 (原価計算対象事業者)

① 特別区・武三交通圏



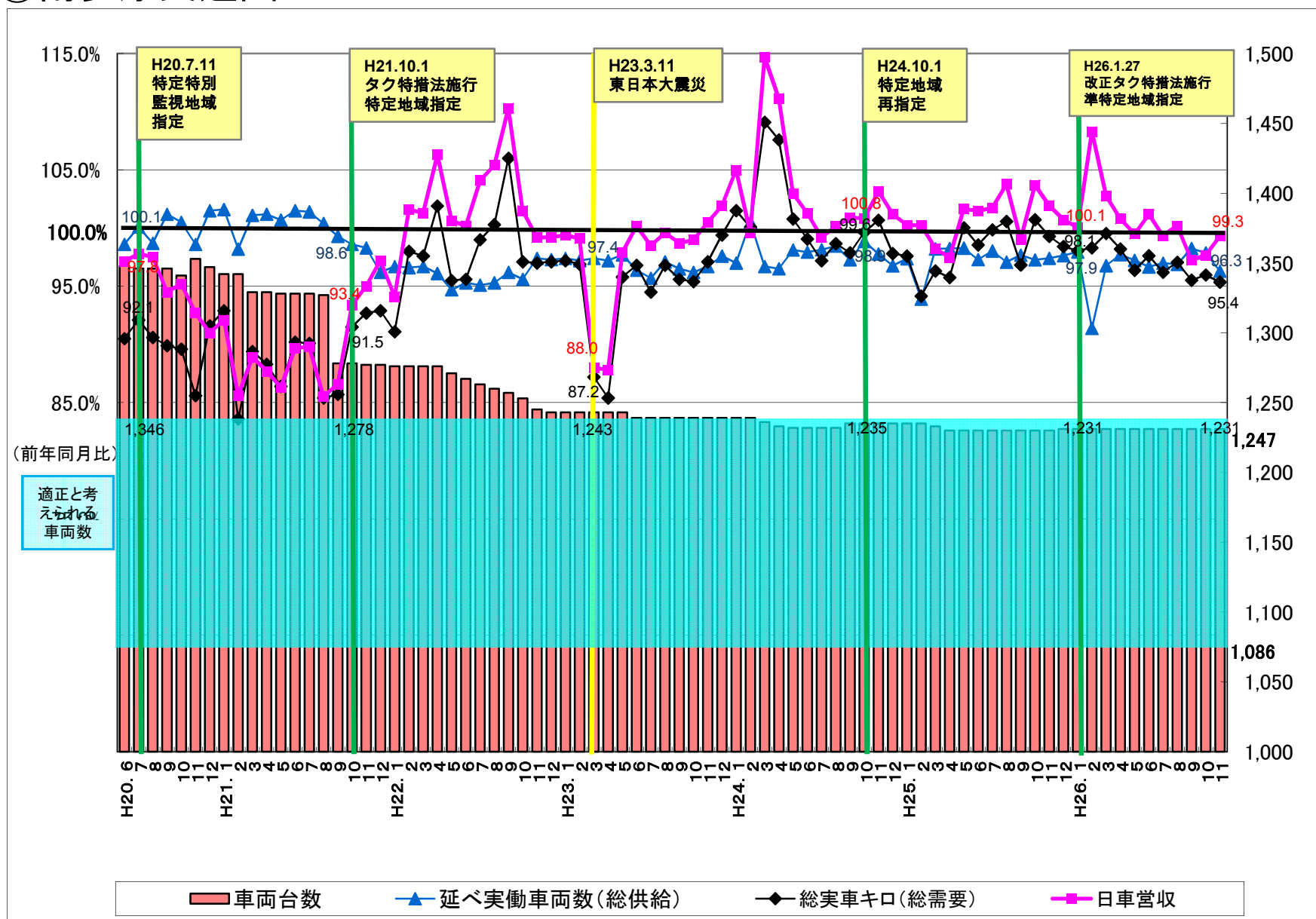
1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

②北多摩交通圏



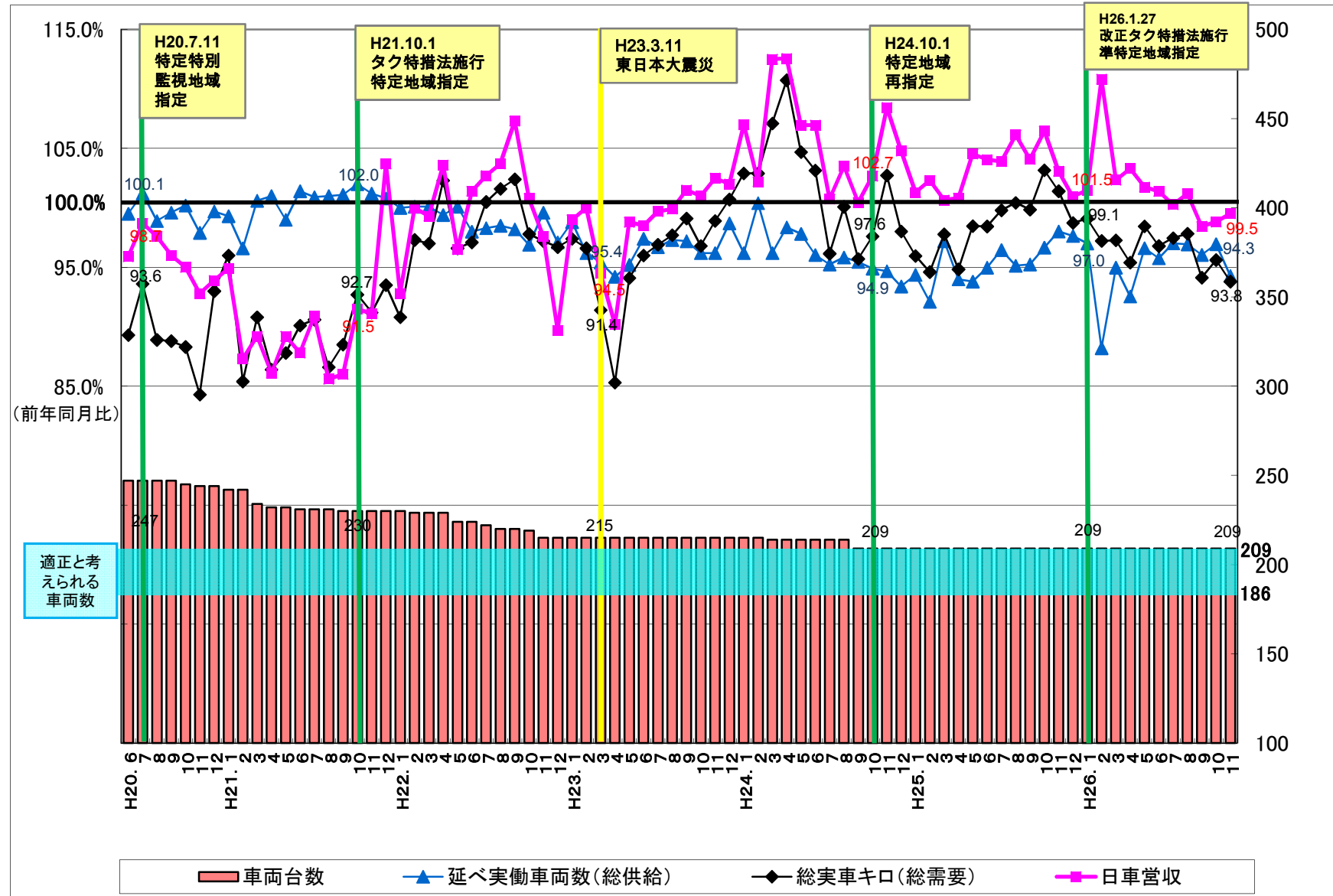
1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

③南多摩交通圏



1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移

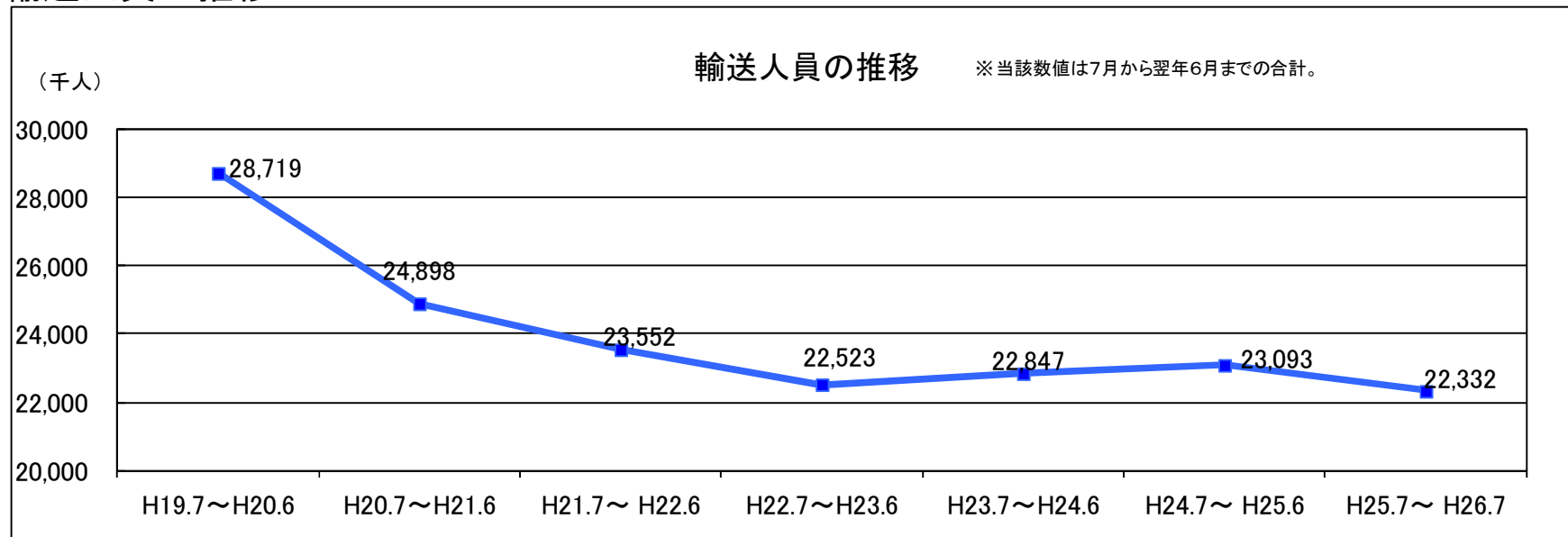
④西多摩交通圏



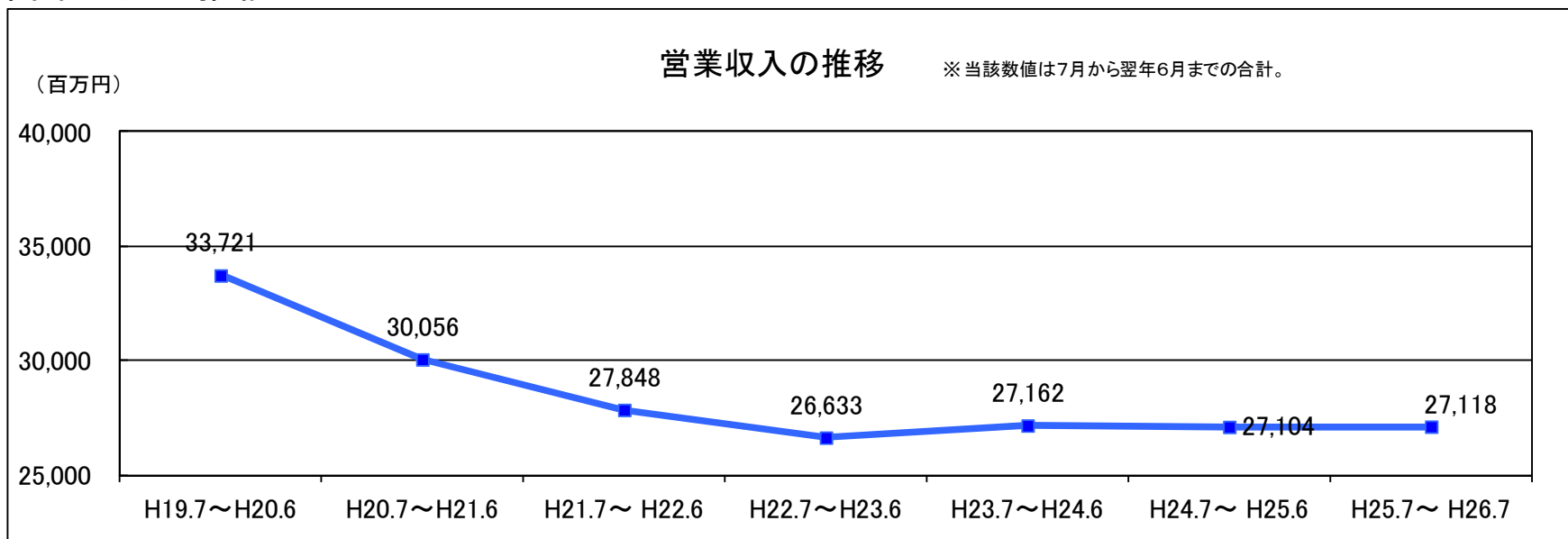
2. 各種指標の比較 (①特別区・武三交通圏・原価計算対象事業者)

1 / 3

①輸送人員の推移



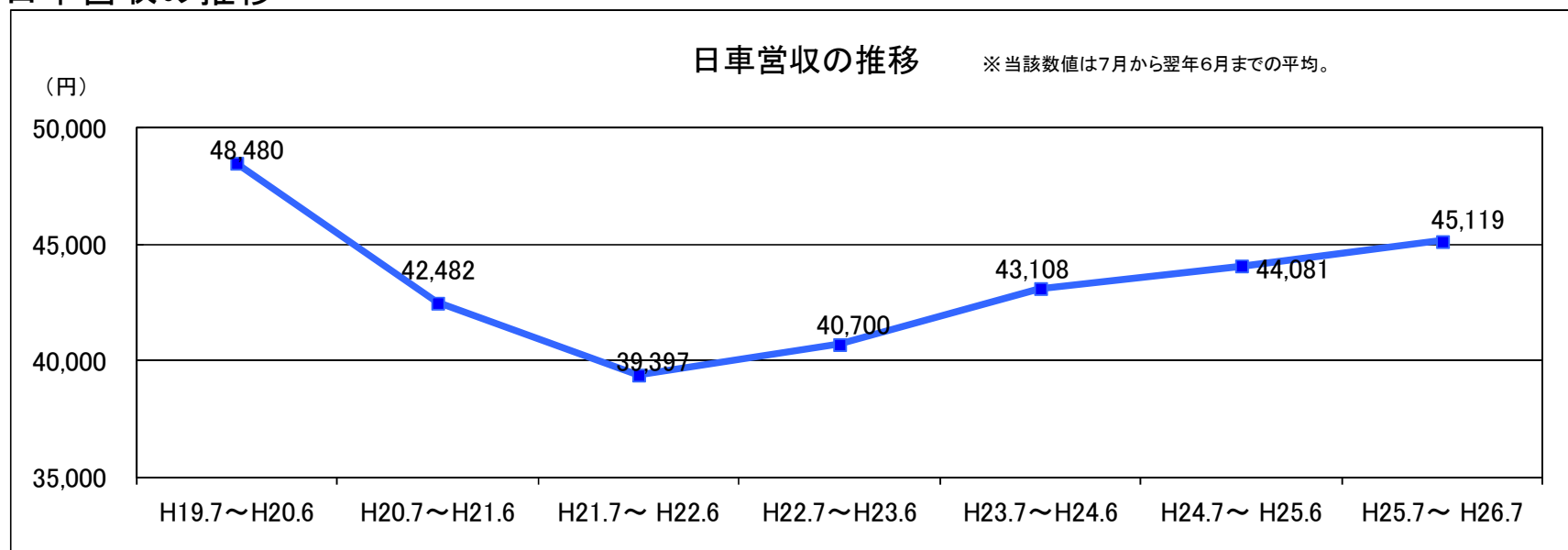
②営業収入の推移



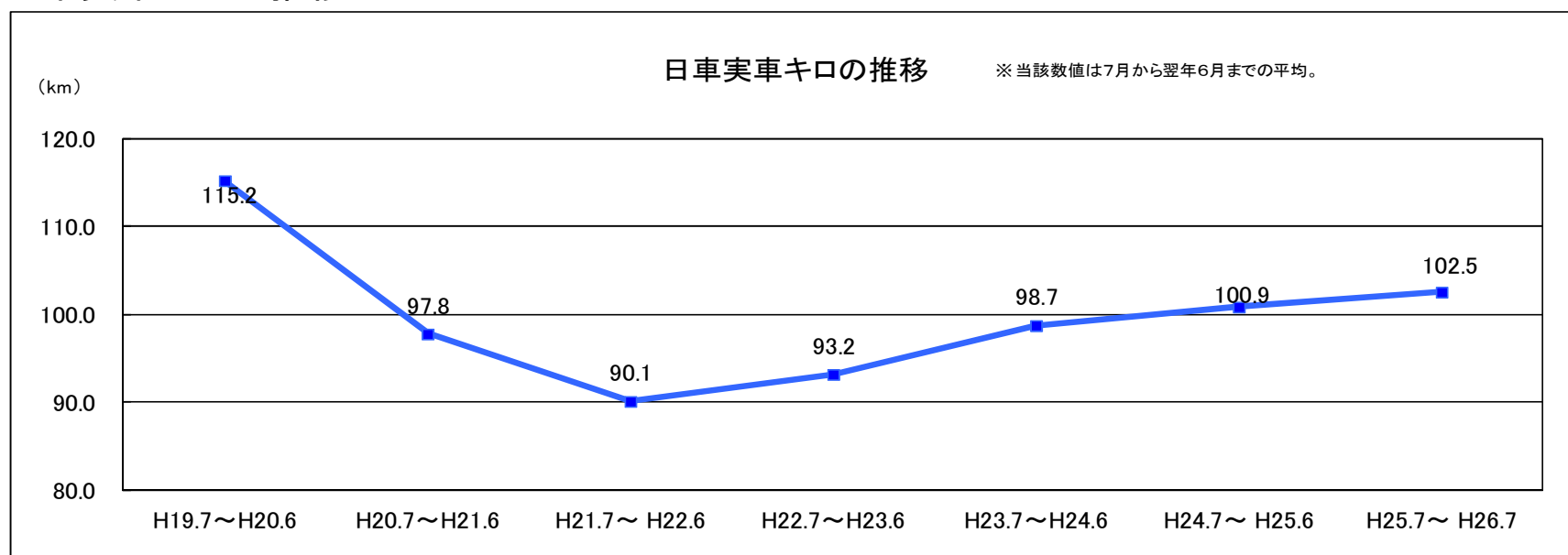
2. 各種指標の比較 (①特別区・武三交通圏・原価計算対象事業者)

2 / 3

③ 日車営収の推移



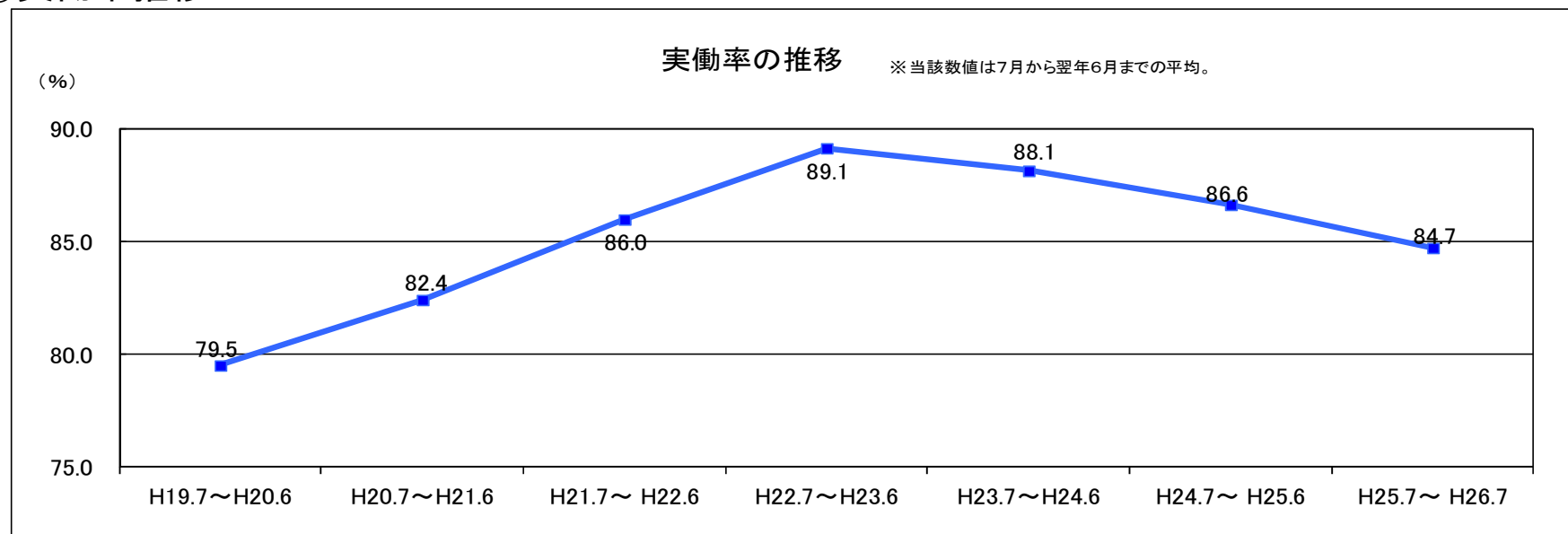
④ 日車実車キロの推移



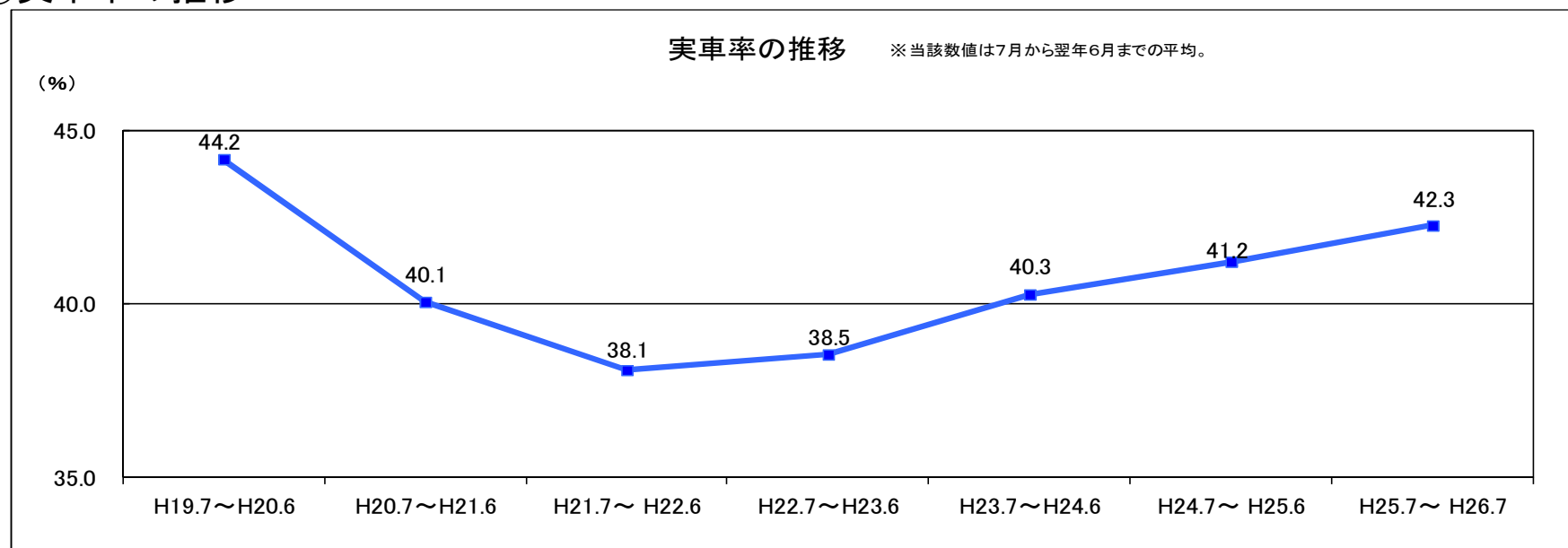
2. 各種指標の比較（①特別区・武三交通圏・原価計算対象事業者）

3 / 3

⑤実働率推移



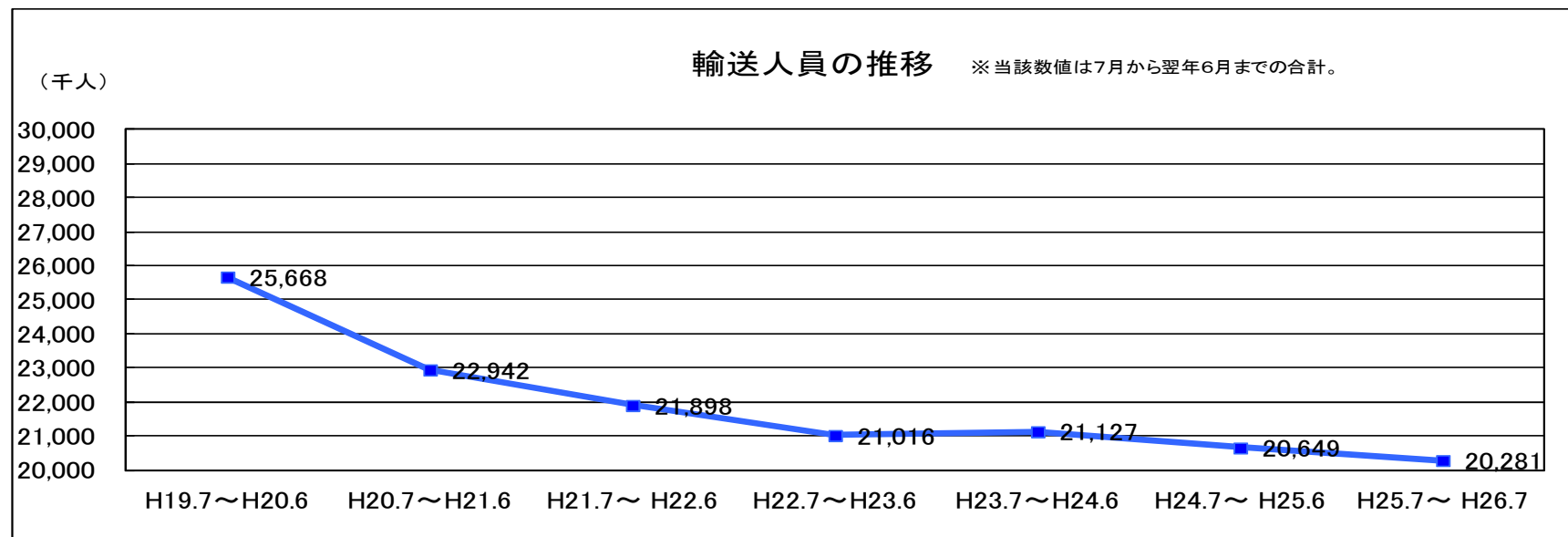
⑥実車率の推移



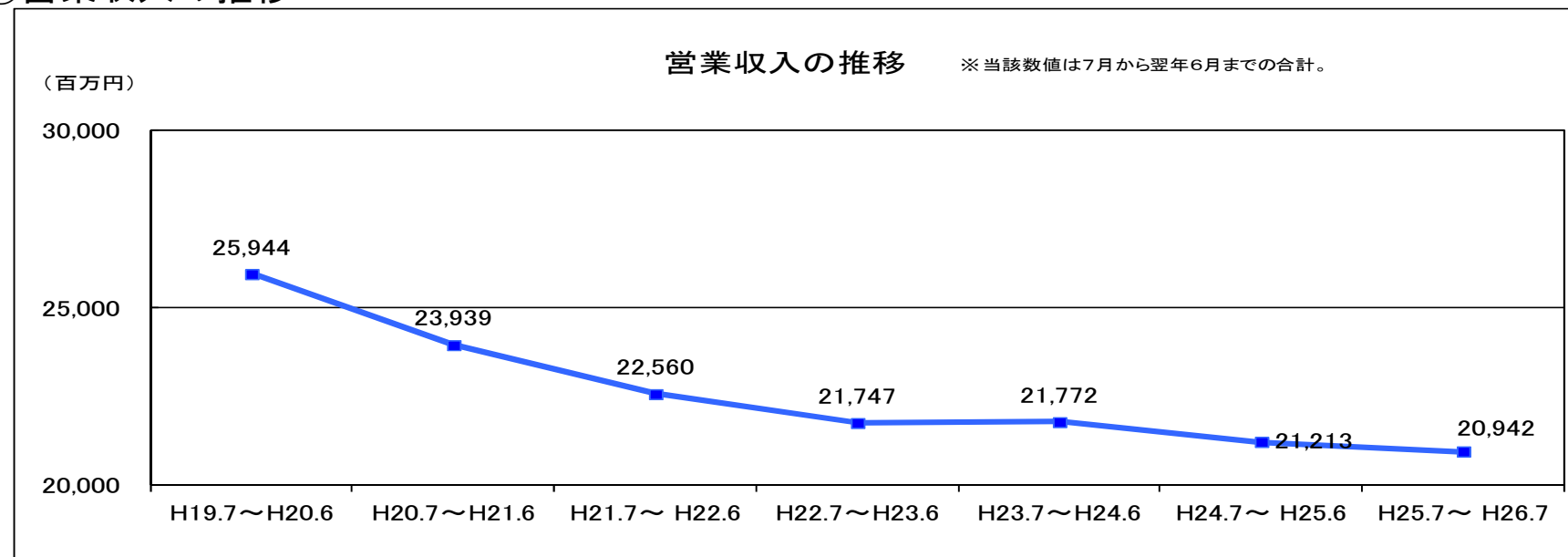
2. 各種指標の比較（②北多摩交通圏）

1 / 3

①輸送人員の推移



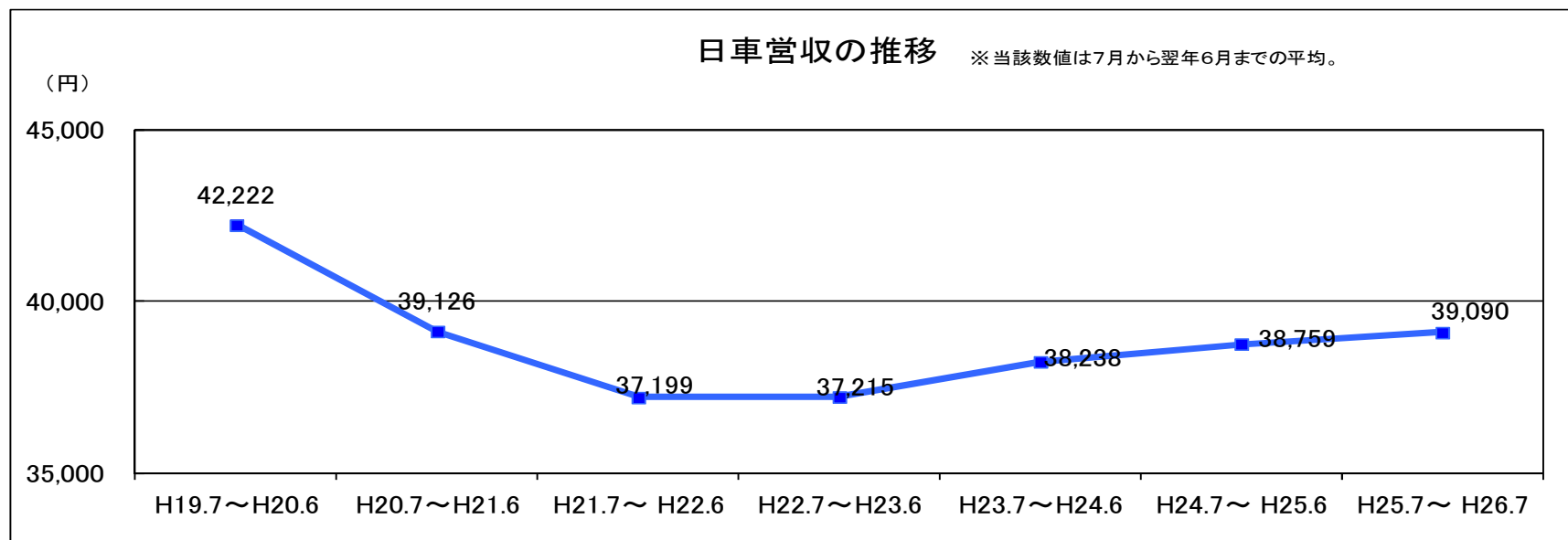
②営業収入の推移



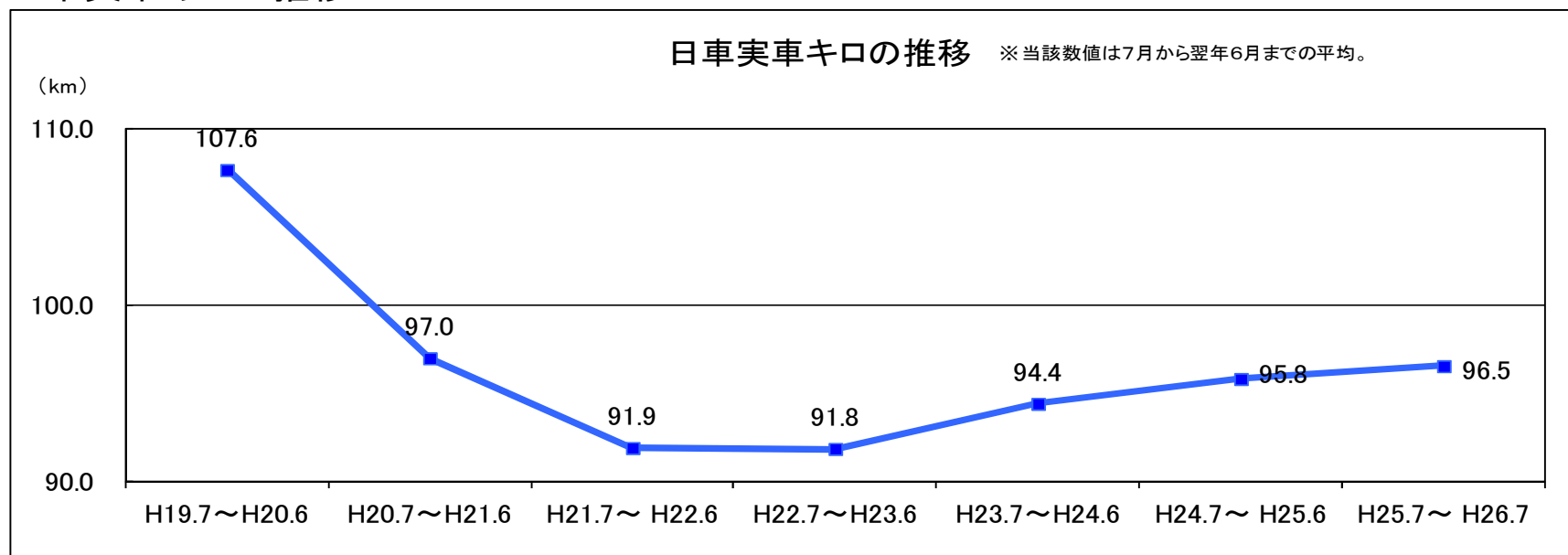
2. 各種指標の比較（②北多摩交通圏）

2 / 3

③日車営収の推移



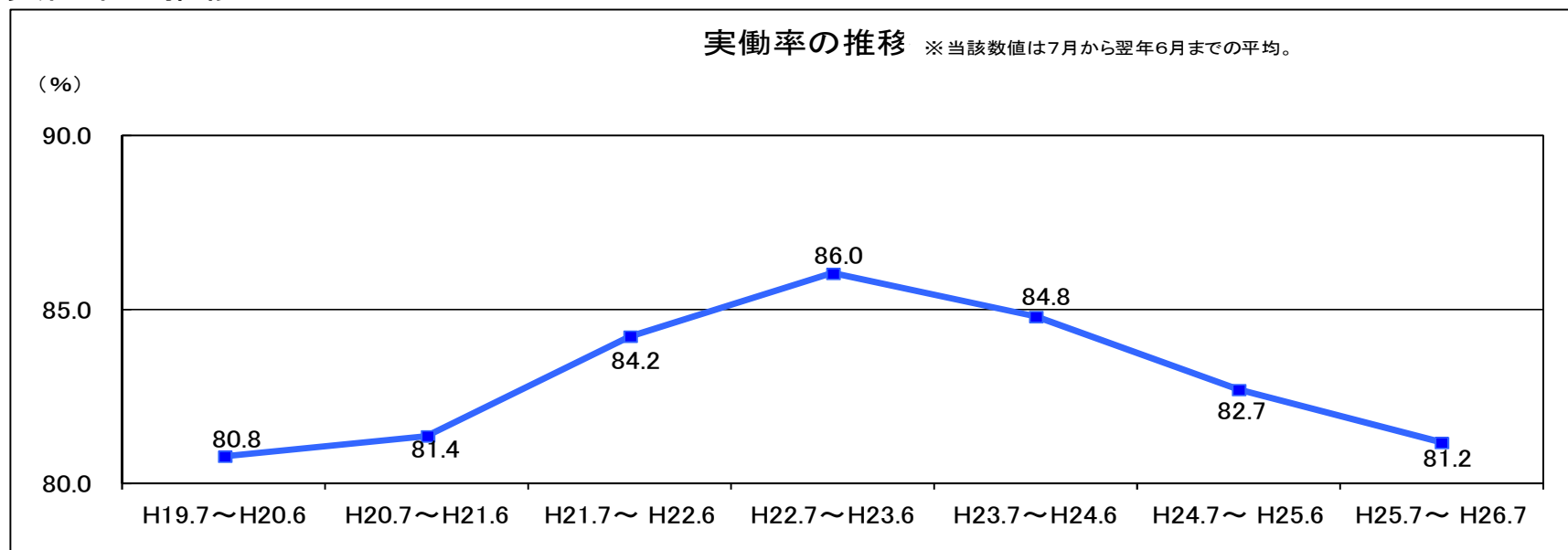
④日車実車キロの推移



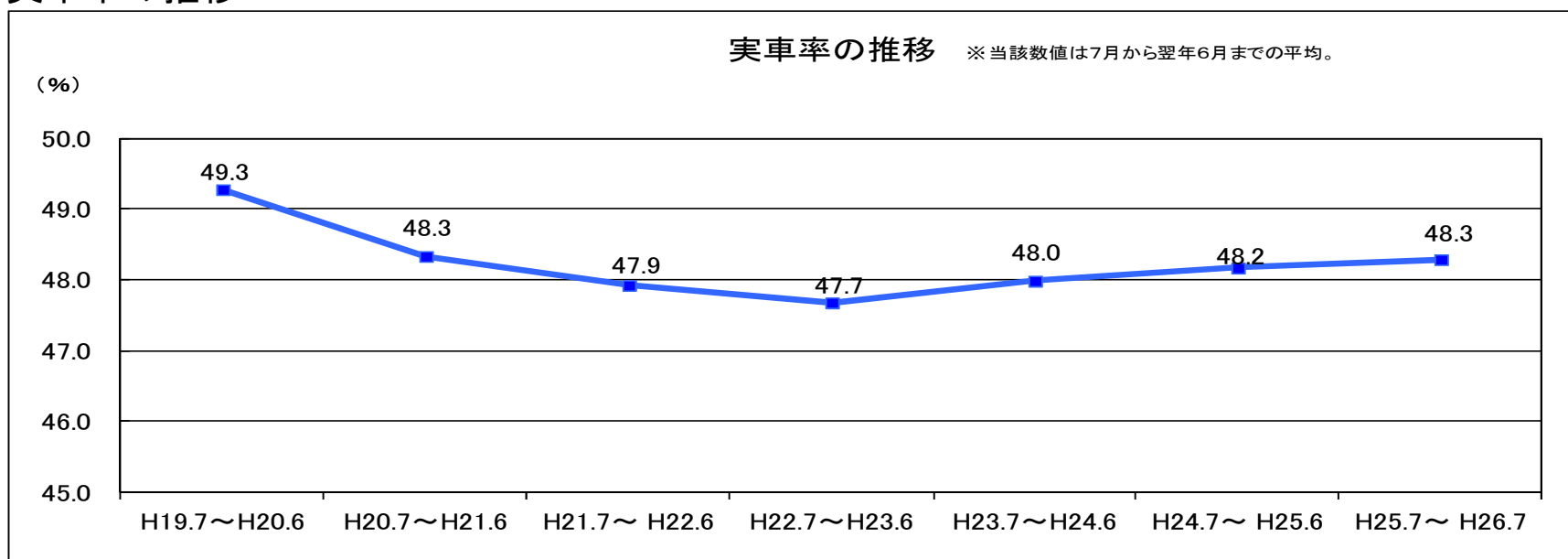
2. 各種指標の比較 (②北多摩交通圏)

3/3

⑤実働率の推移



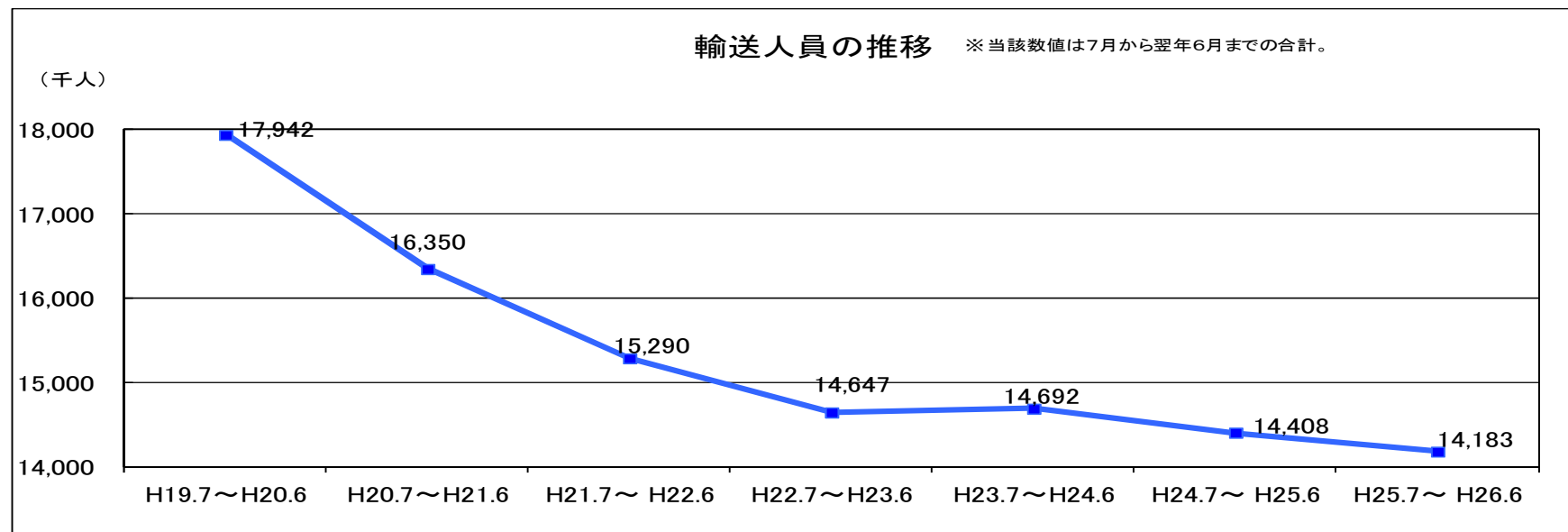
⑥実車率の推移



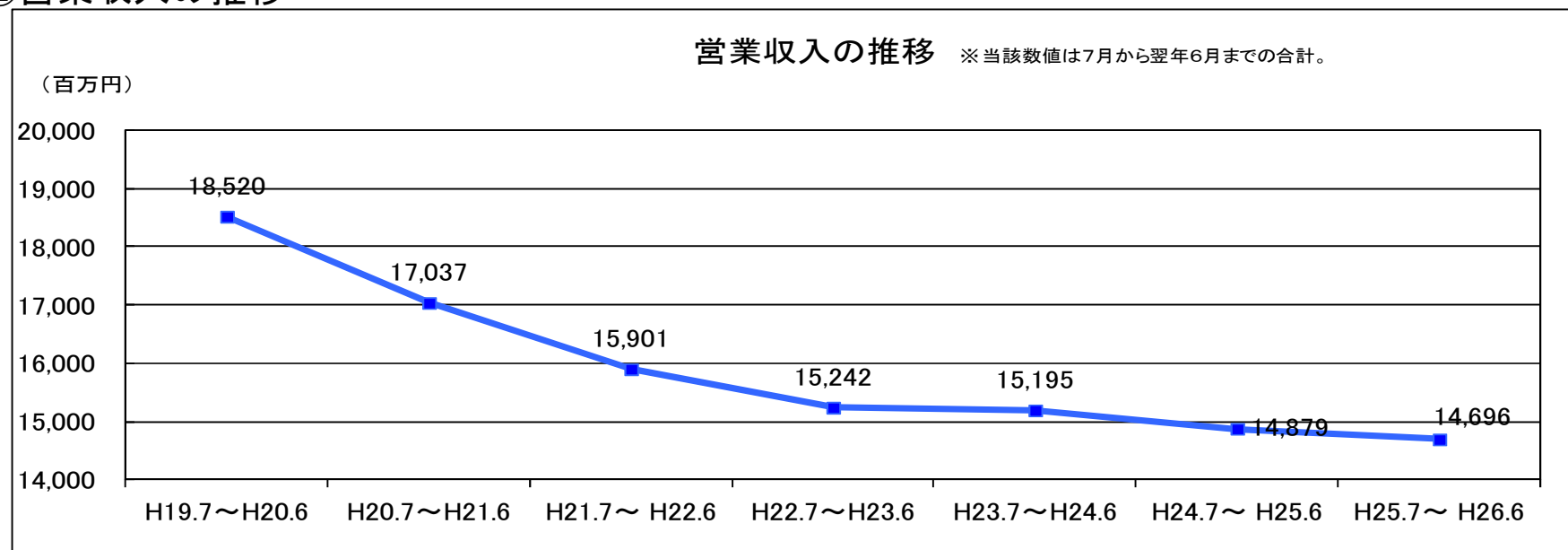
2. 各種指標の比較 (③南多摩交通圏)

1/3

①輸送人員の推移



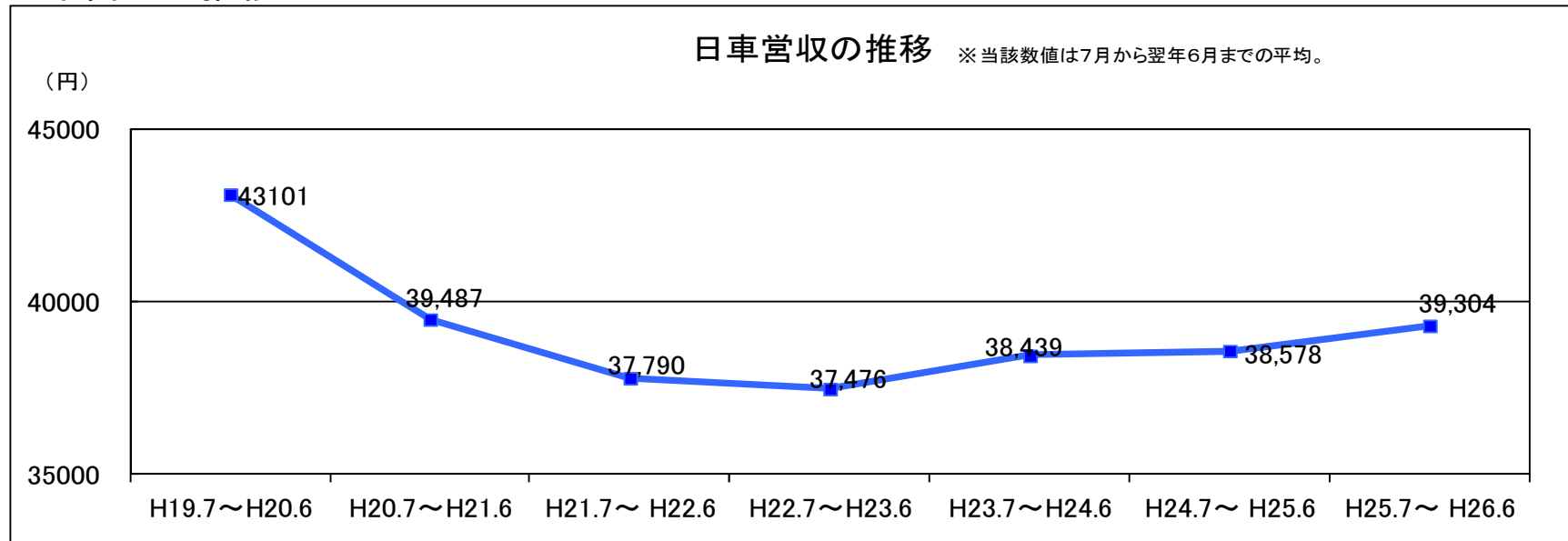
②営業収入の推移



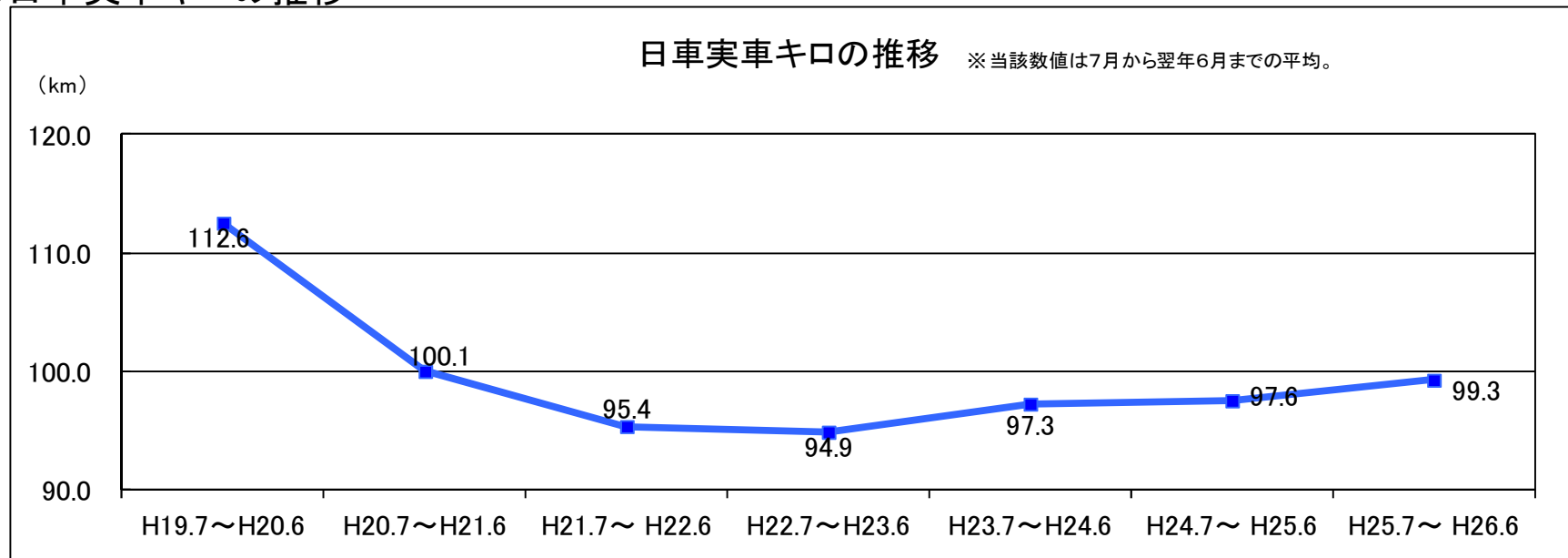
2. 各種指標の比較 (③南多摩交通圏)

2/3

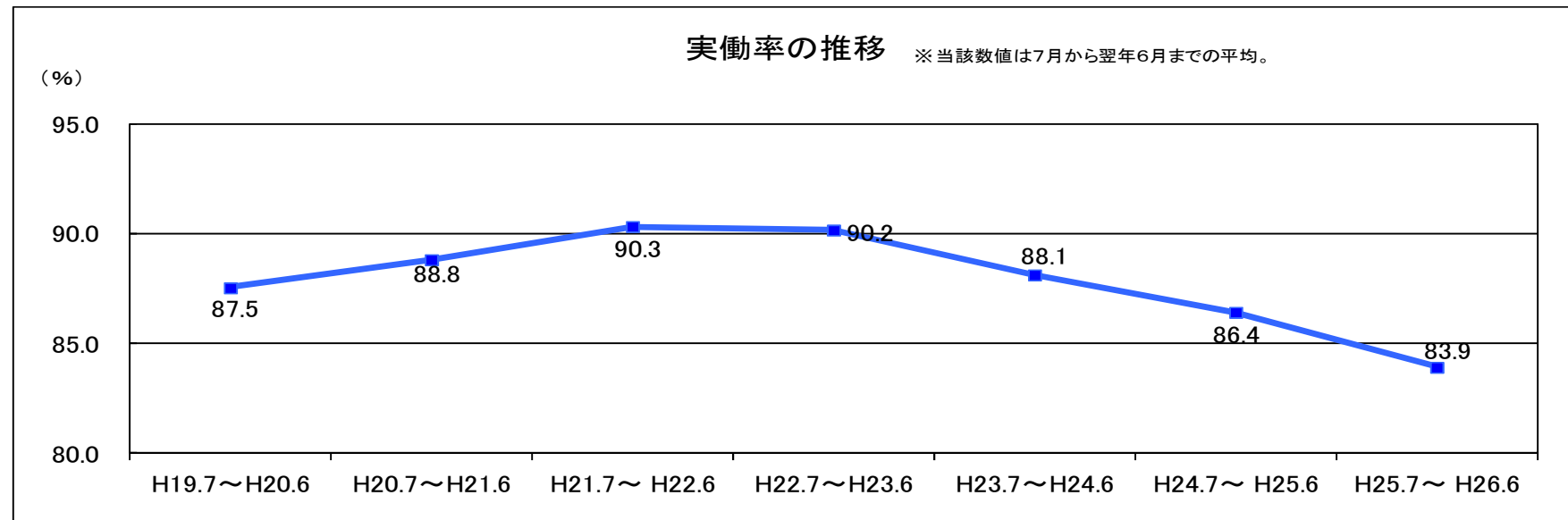
③日車営収の推移



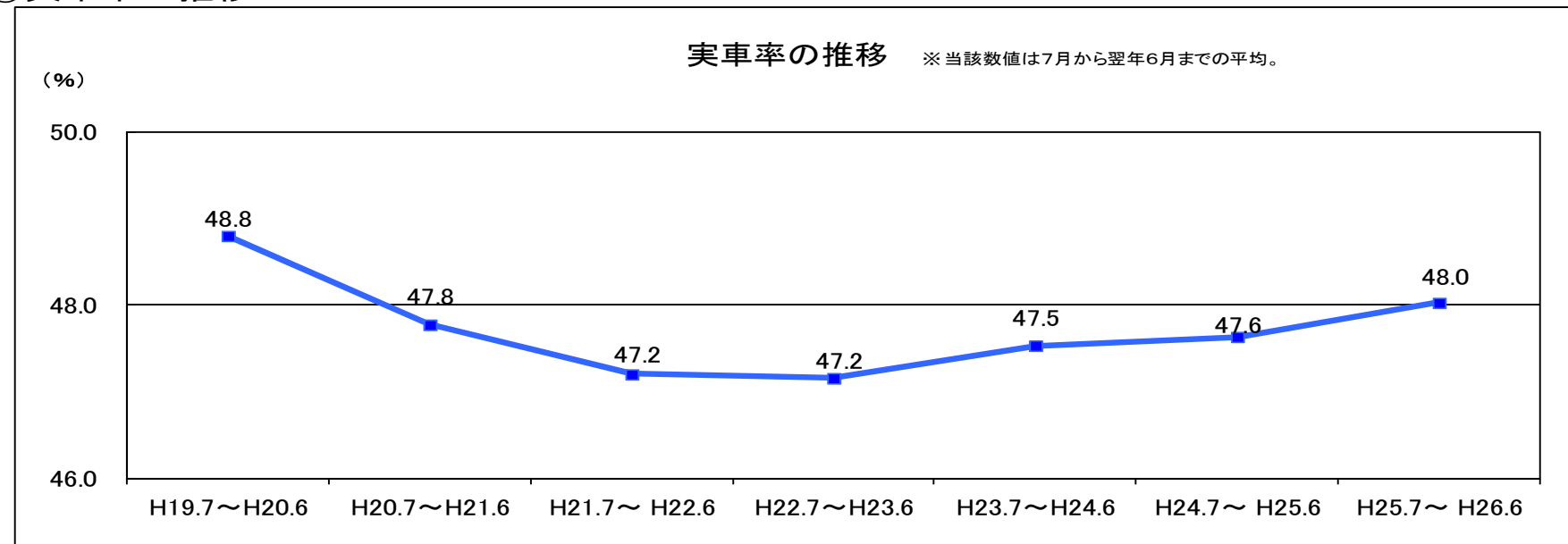
④日車実車キロの推移



⑤実働率の推移



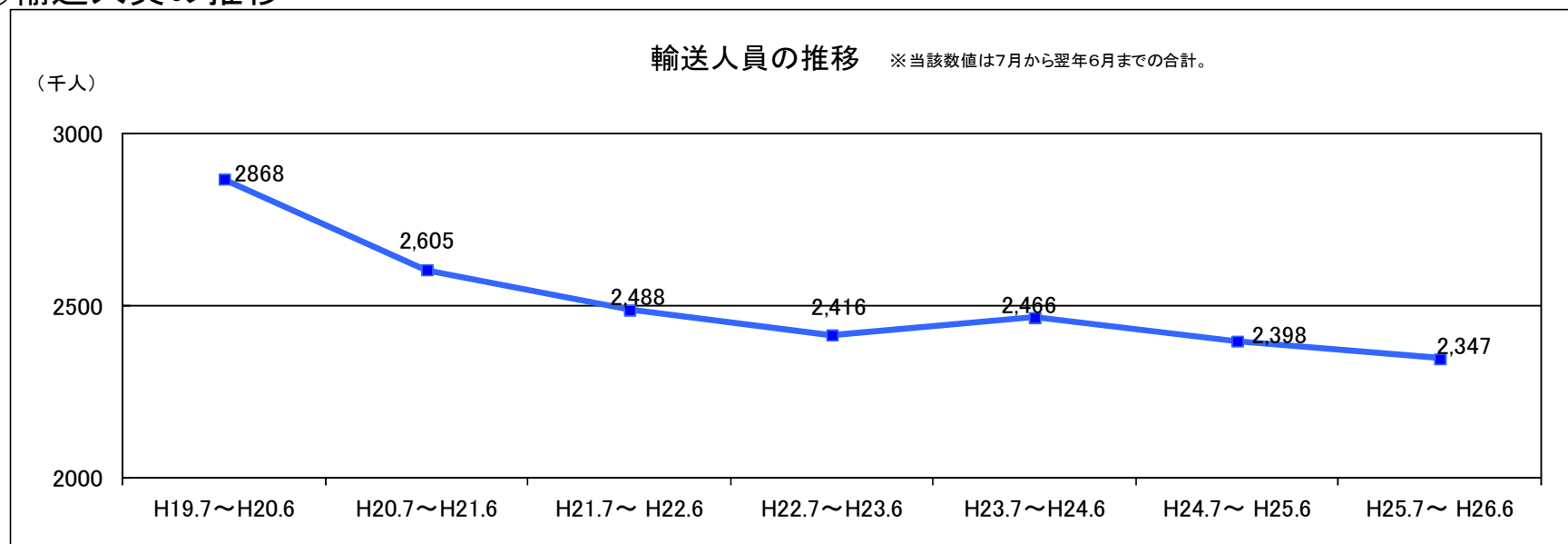
⑥実車率の推移



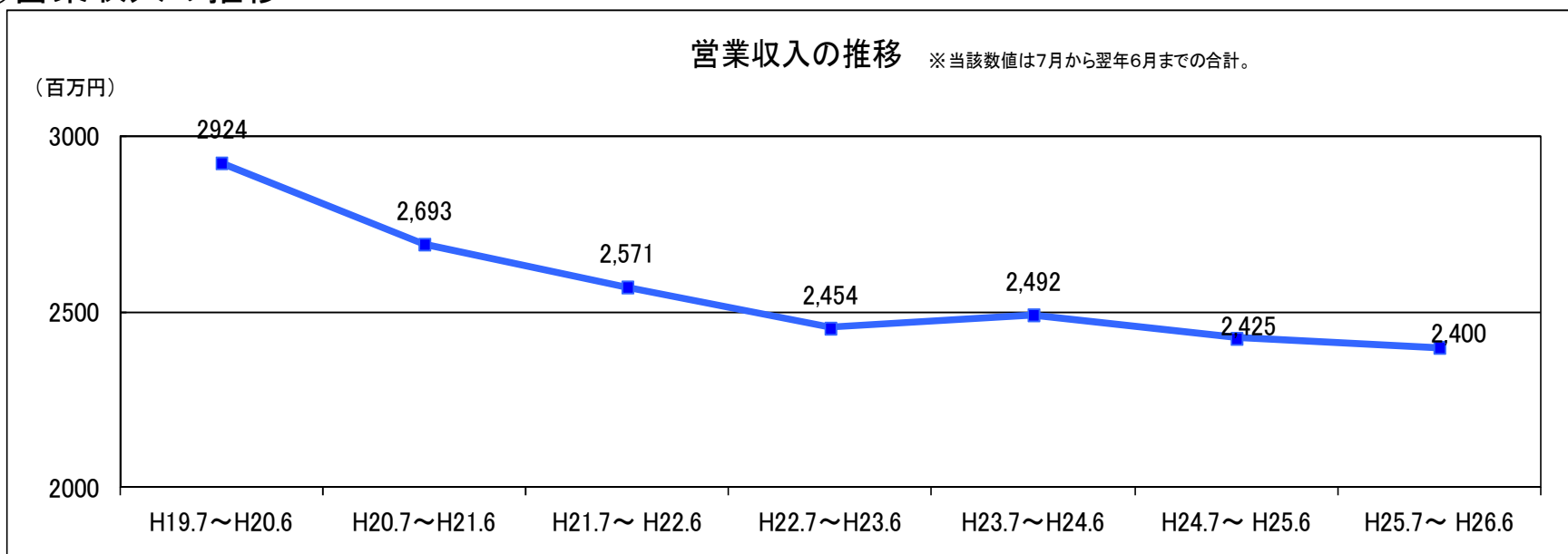
2. 各種指標の比較（④西多摩交通圏）

1 / 3

①輸送人員の推移



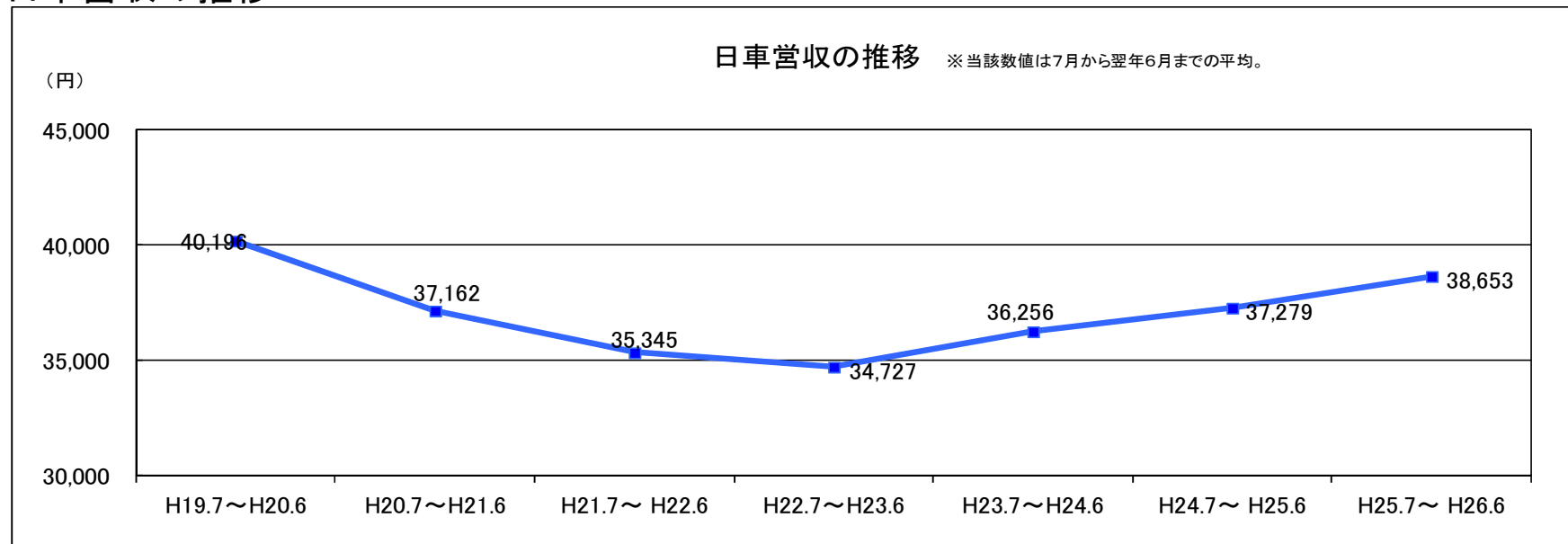
②営業収入の推移



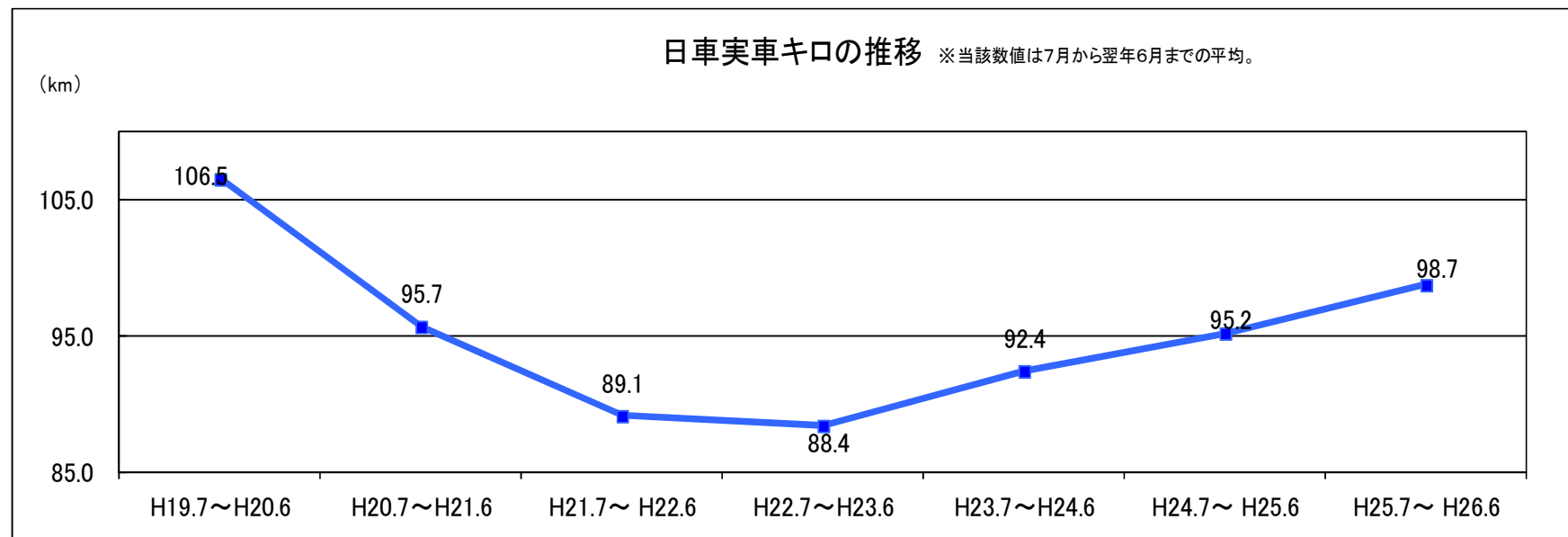
2. 各種指標の比較 (④西多摩交通圏)

2 / 3

③日車営収の推移



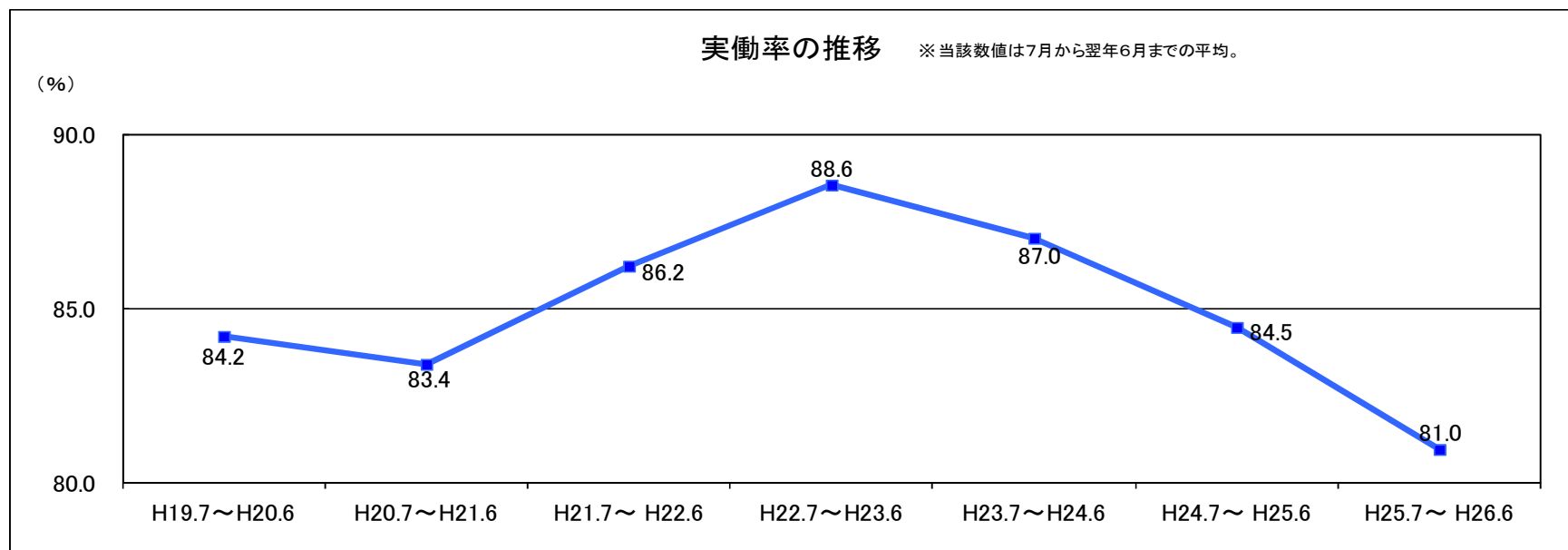
④日車実車キロの推移



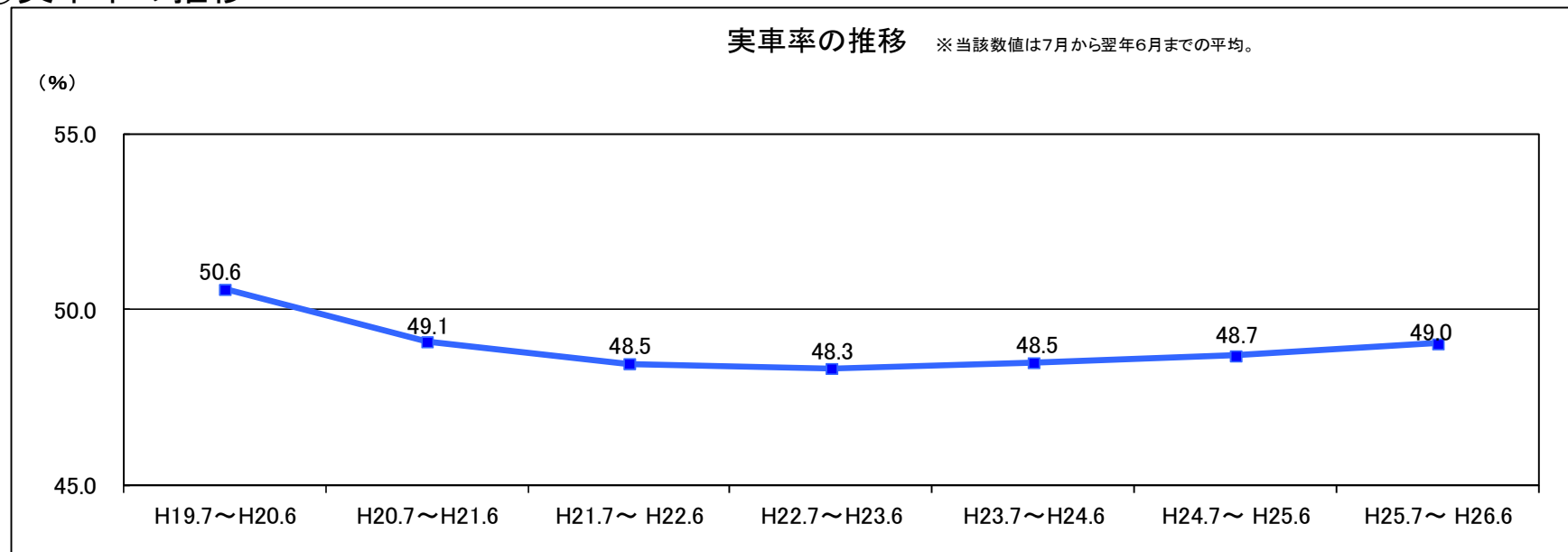
2. 各種指標の比較 (④西多摩交通圏)

3 / 3

⑤実働率の推移

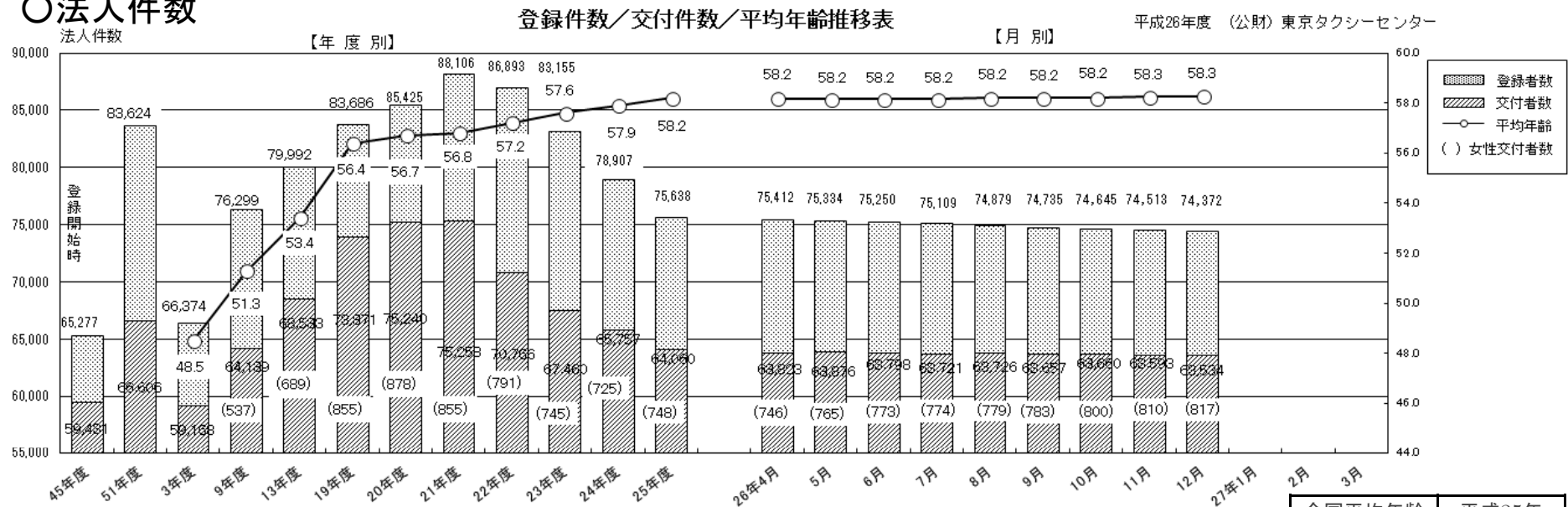


⑥実車率の推移



3. タクシー運転者証及び事業者乗務証の交付件数の推移（特別区・武三交通圏）

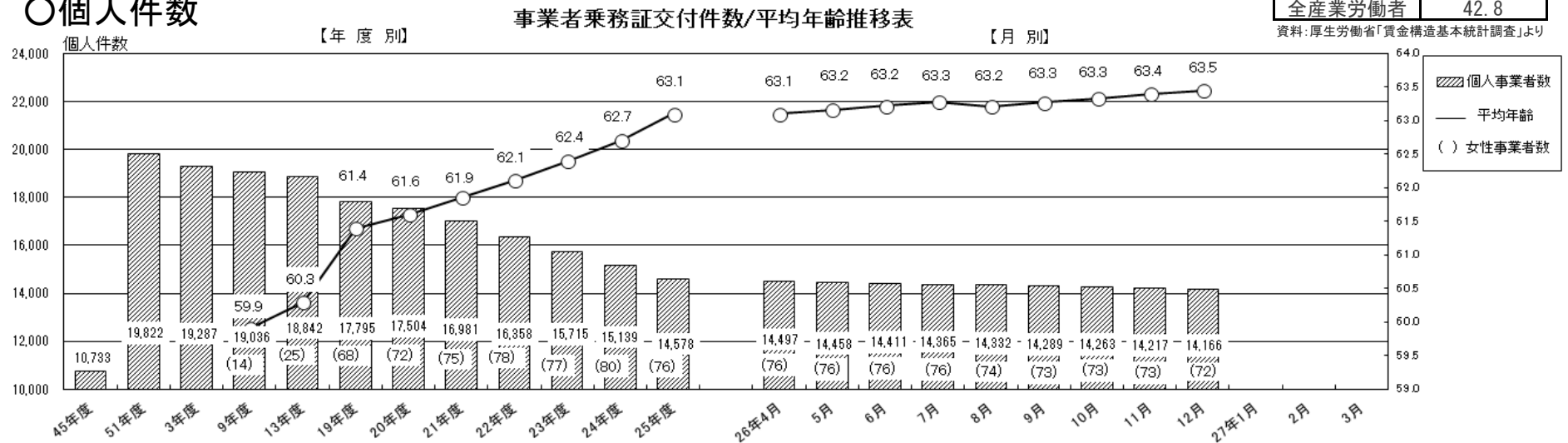
○法人件数



全国平均年齢	平成25年
タクシー運転者	58.4
全産業労働者	42.8

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より

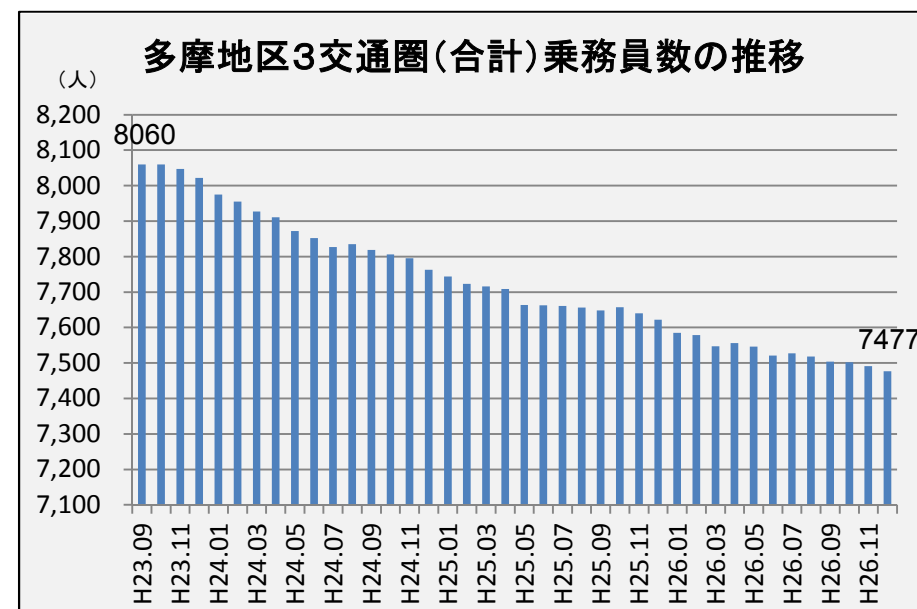
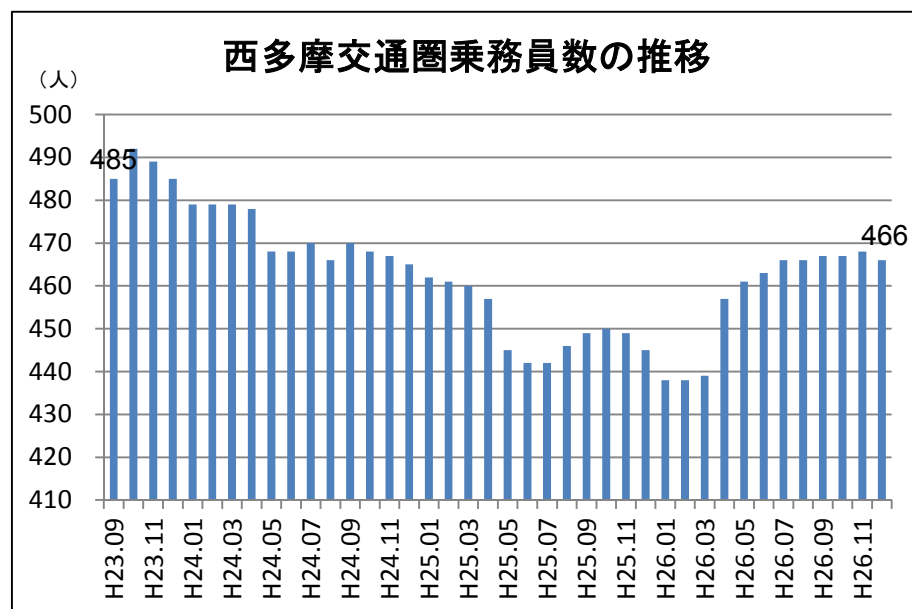
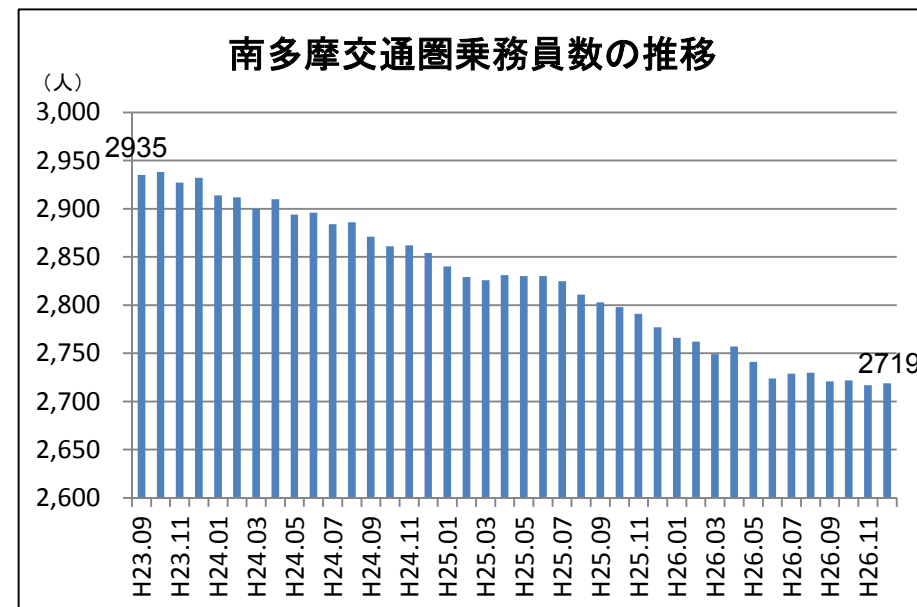
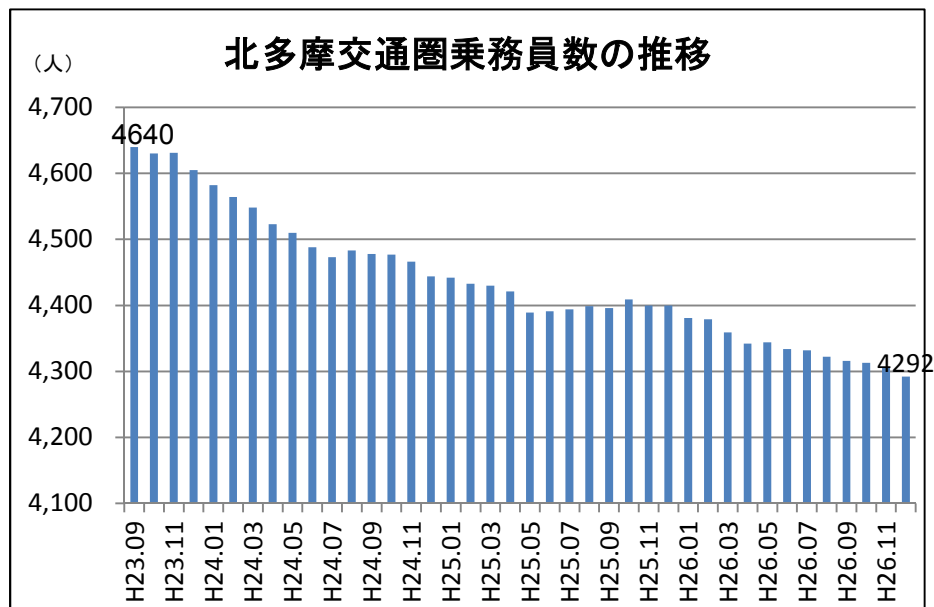
○個人件数



資料：東京タクシーセンター調べ

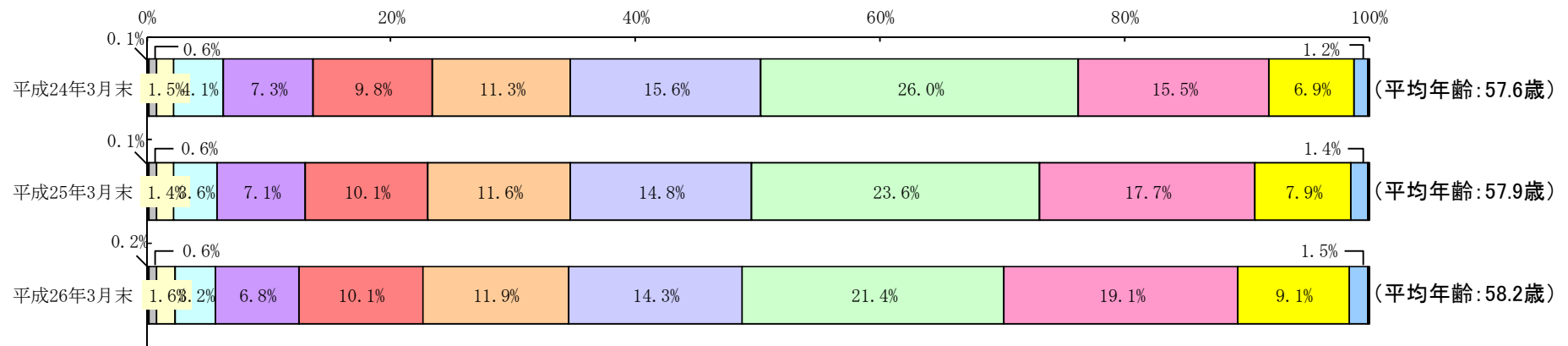
4. タクシー乗務員数の推移(多摩地区3交通圏:法人タクシー)

資料:東京ハイヤータクシー協会調べ



5. 法人タクシー運転者の年齢構成の推移（特別区・武三交通圏）

法人タクシー運転者の年齢構成の推移を、平成24年3月末、平成25年3月末、平成26年3月末の3時点で比較すると、60歳以上の運転者の比率が増加傾向にあり、平均年齢も年々高くなっている。



■25歳未満 ■30歳未満 ■35歳未満 ■40歳未満 ■45歳未満 ■50歳未満 ■55歳未満 ■60歳未満 ■65歳未満 ■70歳未満 ■75歳未満 ■80歳未満 ■85歳未満

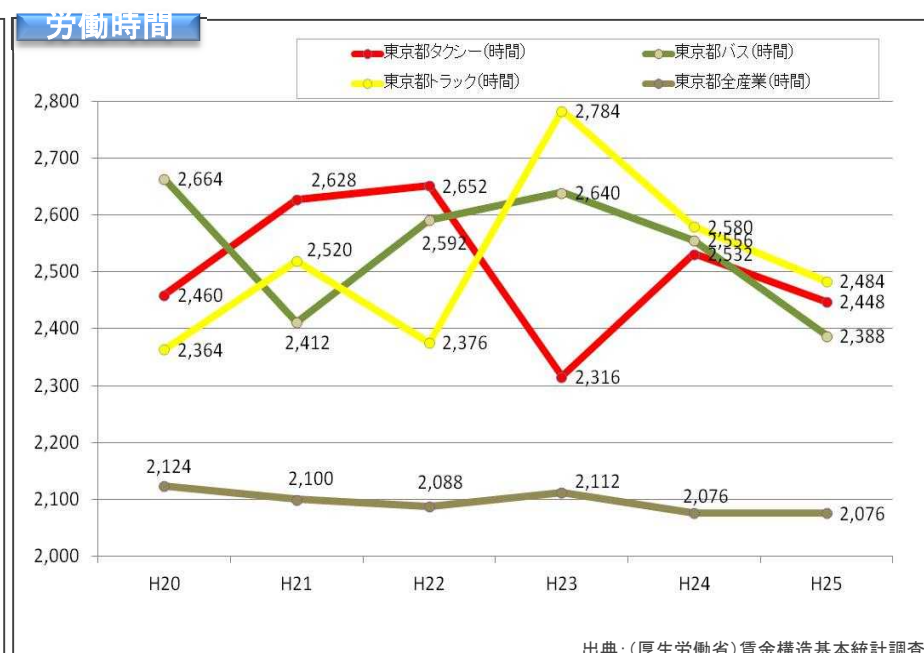
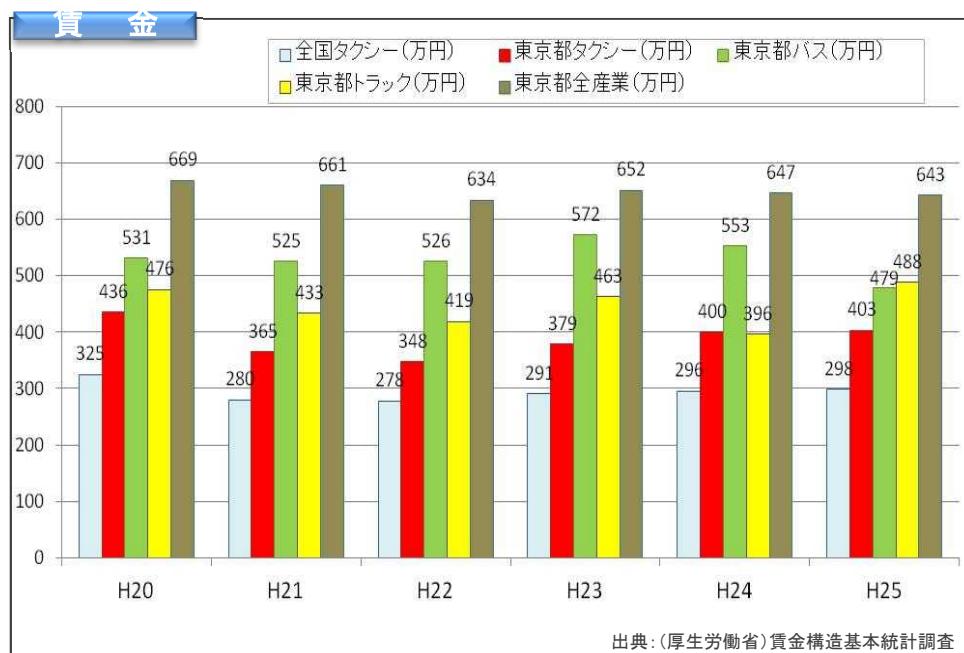
	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満	75歳未満	80歳未満	85歳未満	総数
平成24年3月末	92	431	1,006	2,736	4,903	6,611	7,627	10,498	17,564	10,481	4,683	794	34	67,460
平成25年3月末	93	409	942	2,384	4,700	6,614	7,638	9,746	15,497	11,613	5,162	904	55	65,757
平成26年3月末	137	397	997	2,064	4,373	6,495	7,626	9,143	13,740	12,234	5,801	990	63	64,060

	60歳以上	
	人数	割合
平成24年3月末	33,556	49.7%
平成25年3月末	33,231	50.5%
平成26年3月末	32,828	51.2%

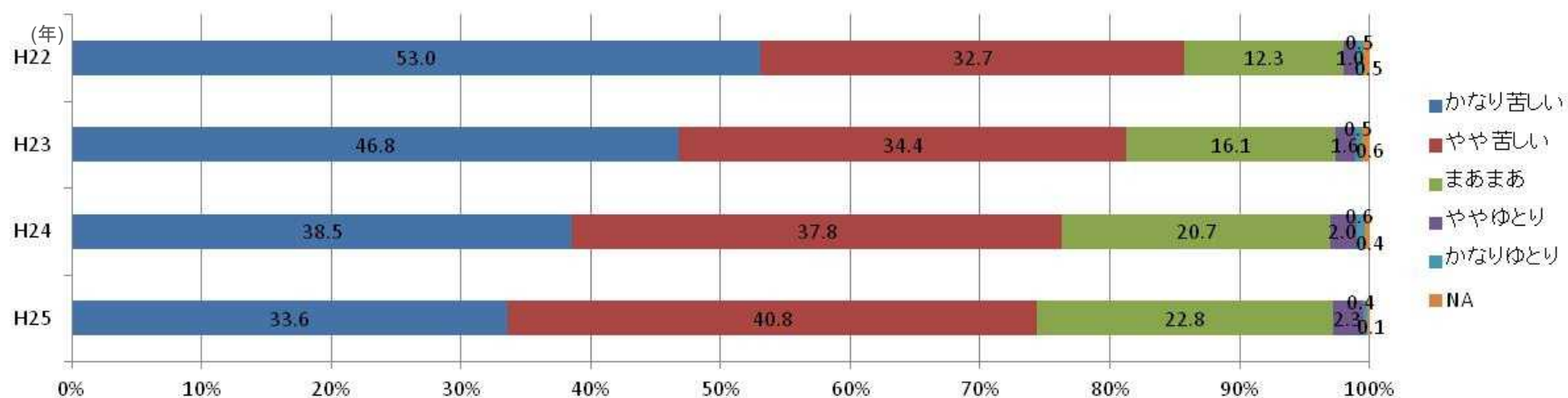
資料：東京タクシーセンター調べ

※運転者証交付者数

6. タクシー運転者の年間賃金・平均労働時間の推移

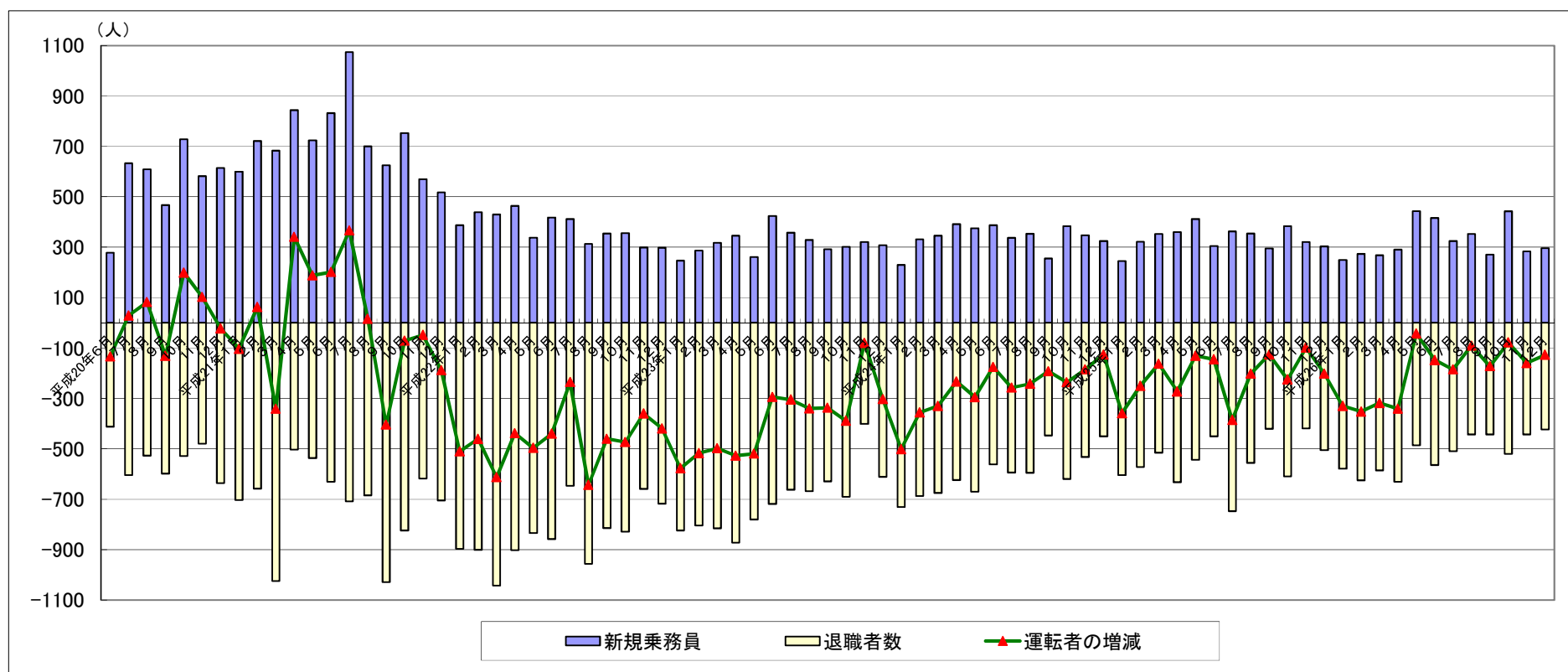


7. タクシー運転者の意識調査結果(生活実態)



8. タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（特別区・武三交通圏） 1 / 4

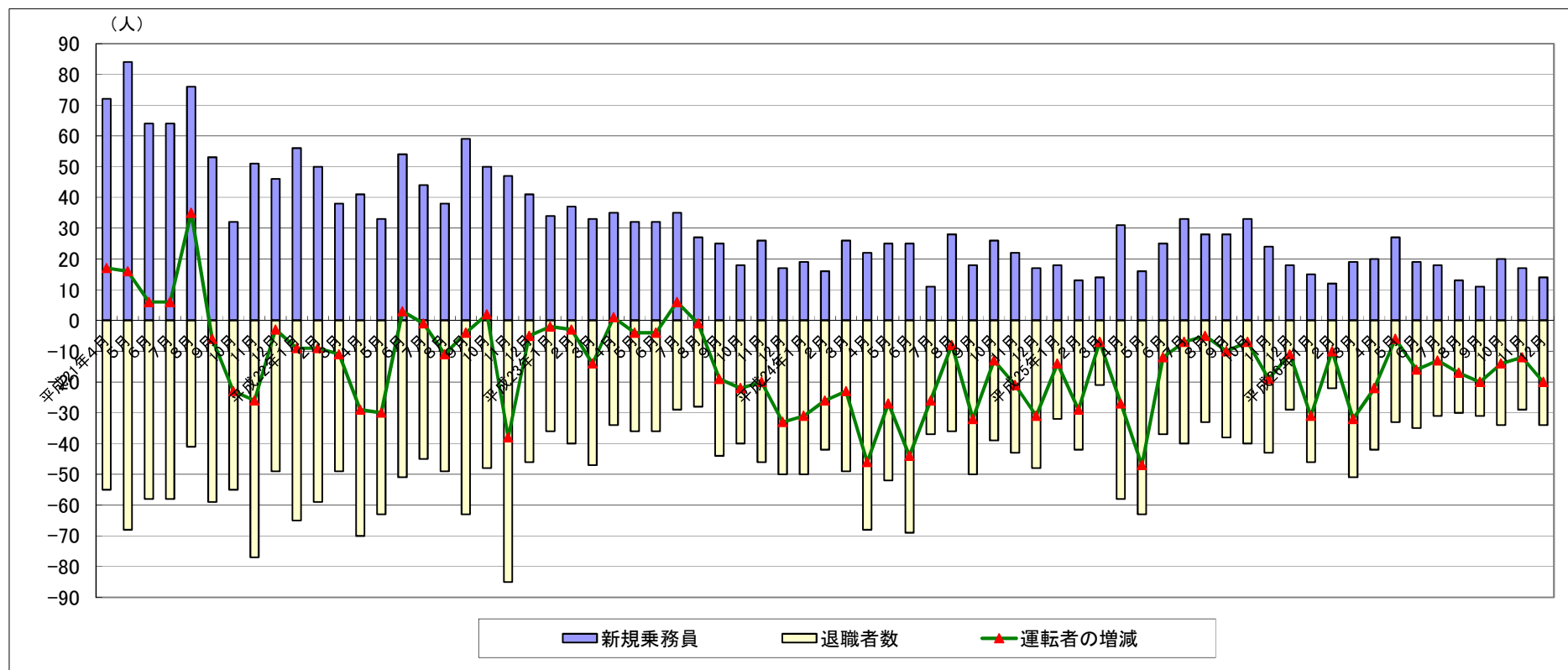
特別区・武三交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、新規乗務員の数は一貫して減少傾向にある。一方、月別の退職者数は同時期以降、高い水準を保持しており、これを反映して、運転者数全体としては平成21年9月に減少に転じて以降は一貫して減少基調による推移となっている。



8. タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（北多摩交通圏）

2 / 4

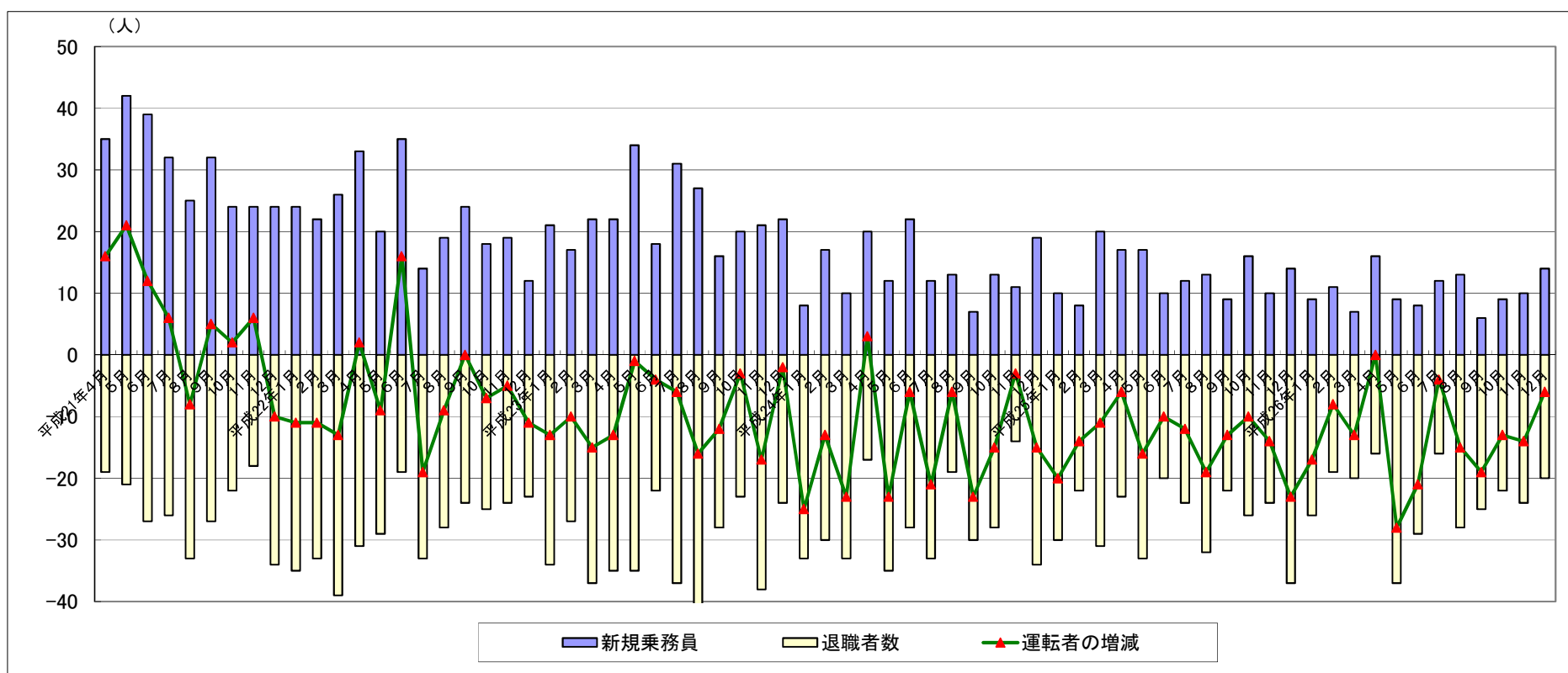
北多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、月別の退職者数の傾向には大きな変動はないものの、一方、新規乗務員の数は平成21年9月頃を境に減少傾向にある。これを反映して、運転者数全体としては平成21年9月に減少に転じて以降、平成26年12月までの64ヶ月間のうち60ヶ月がマイナスとなっており、減少基調による推移となっている。



8. タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（南多摩交通圏）

3／4

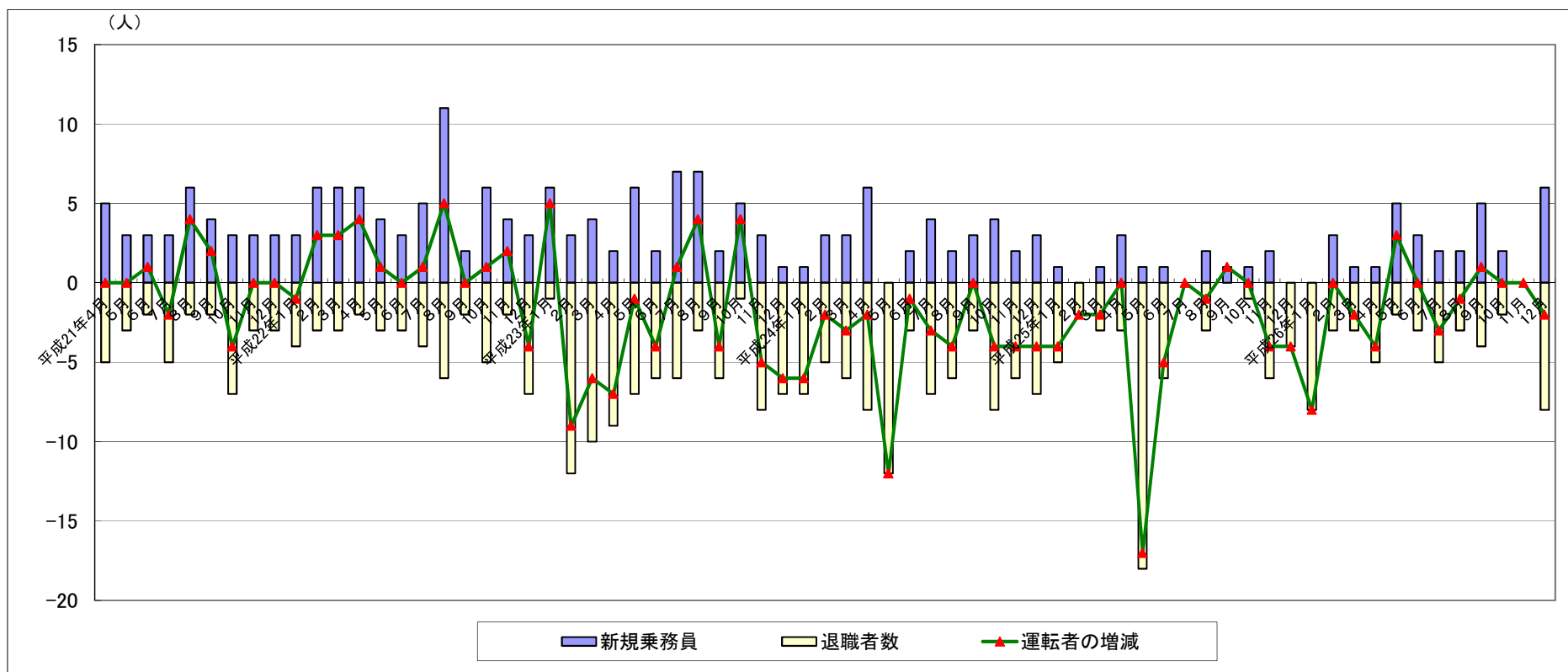
南多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、月別の退職者数が漸増傾向にある一方で、新規乗務員の数も概ね漸減傾向にある。これにより、運転者数全体としては平成21年12月に減少に転じて以降、平成26年12月までの61ヶ月間のうち56ヶ月がマイナスとなっており、減少基調による推移となっている。



8. タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（西多摩交通圏）

4 / 4

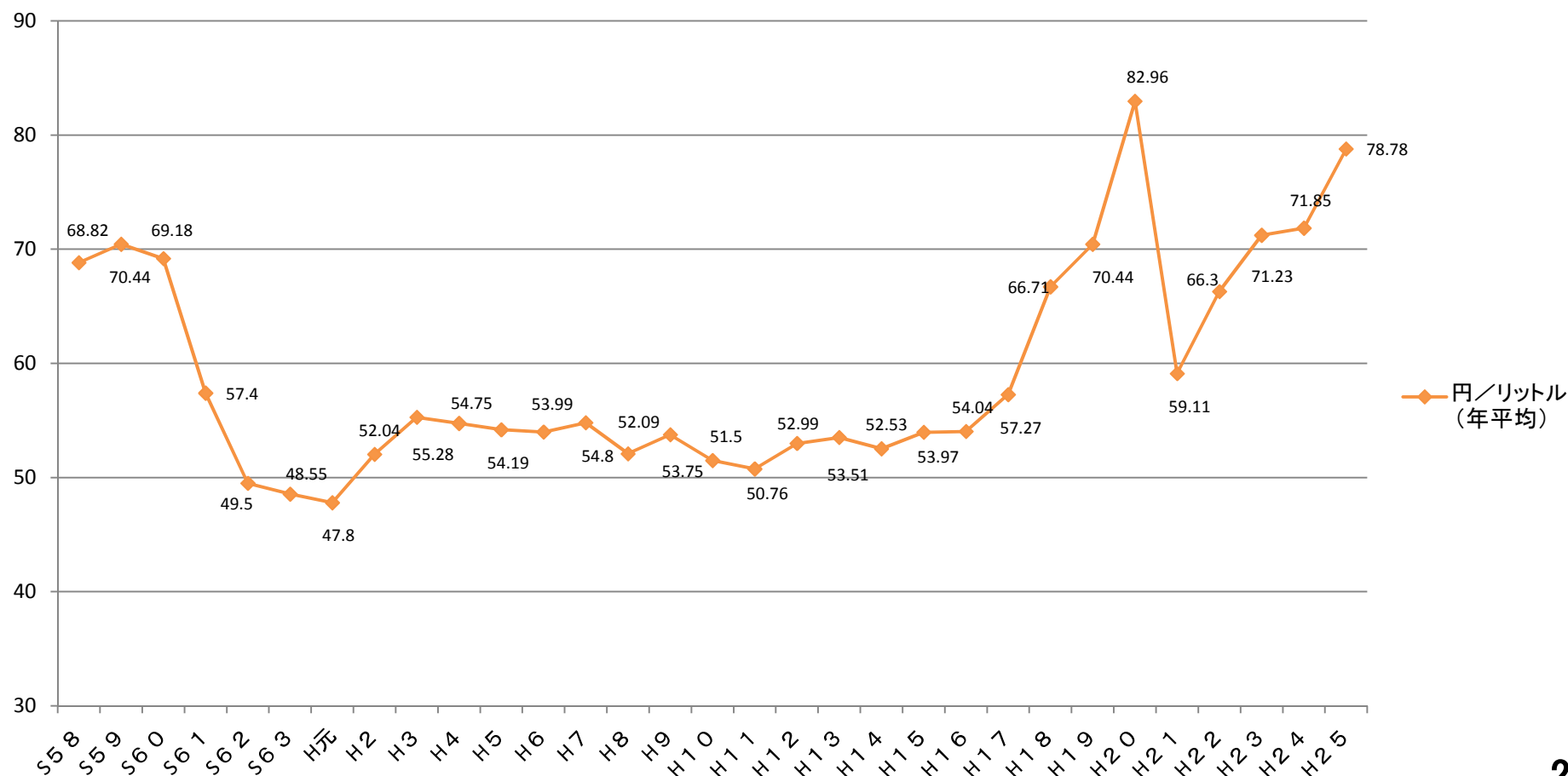
西多摩交通圏においてはタクシー運転者の総数が他交通圏と比して少ないことから、僅かな変動でも大きく振れる傾向がある。こうしたなかで西多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、全般的には増減を繰り返しながら、平成23年11月に減少に転じて以降、平成26年12月までの38ヶ月間のうち27ヶ月がマイナス、8ヶ月が増減なしとなっており、概ね減少基調による推移となっている。



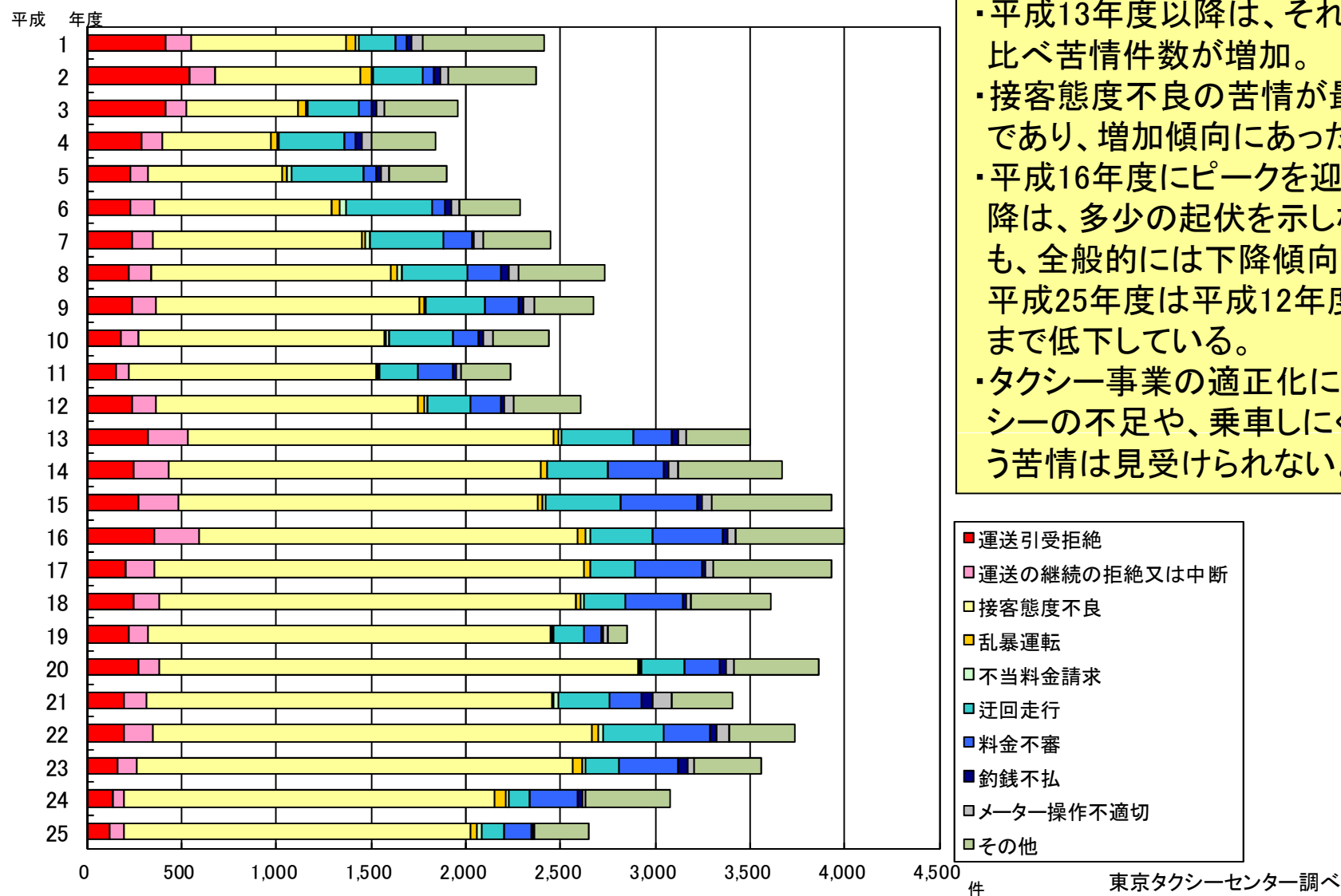
9. LPG価格の推移

LPG価格については、昭和60年頃から下がり、平成元年が最近では一番低い価格になっている。平成元年以降は若干上昇し、平成3年から平成16年までは50円台をキープしており価格は概ね安定していたが、平成17年から上昇傾向に転じ、平成21年には一時下がったものの、平成22年からは、また、上昇傾向になっている。なお、平成26年の状況は、年初90円台前半まで上昇したが、その後は80円台後半から中盤付近を推移しており、11月からは70円台後半に戻ってきている。

LPG価格の推移



10. 苦情発生件数



- ・平成13年度以降は、それ以前に比べ苦情件数が増加。
- ・接客態度不良の苦情が最多件数であり、増加傾向にあった。
- ・平成16年度にピークを迎えて以降は、多少の起伏を示しながらも、全般的には下降傾向にあり、平成25年度は平成12年度水準にまで低下している。
- ・タクシー事業の適正化に伴うタクシーの不足や、乗車しにくいという苦情は見受けられない。

11. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

(平成27年1月8日現在)

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー								個人タクシー			
		事業者数 (H26.12末)	申請				認定				事業者数 (H26.12末)	申請者数 (H26.12末)	認定 事業者数 (H26.12末)
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
特別区・武三交通圏	H21.12.18	347	338	274	1,702	2,657	338	274	1,696	2,657	14,140	13,088	13,088
北多摩交通圏	H22.2.24	40	40	35	53	82	40	35	53	82	172	164	164
南多摩交通圏	H22.2.24	25	25	18	12	27	25	18	12	27	280	259	259
西多摩交通圏	H22.2.24	7	7	5	16	2	7	5	16	2			

※上記は取・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖 離率 (1-③/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ②	適正車両数 上限との乖 離率 (1-③/②)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
特別区・武三交通圏	27,650	3.6%	27,647	3.6%	23,696	26,658
北多摩交通圏	1,749	-3.4%	1,749	-3.4%	1,607	1,808
南多摩交通圏	1,237	-0.8%	1,237	-0.8%	1,086	1,247
西多摩交通圏	209	0.0%	209	0.0%	185	209

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タク特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数との乖離	適正車両数 (特別・武三 H21.10.14公表) (多摩 H21.11.4公表)
特別区・武三交通圏	33,943	27,650	18.5%	27,647	18.5%	約20%～30%	23,500 ～ 26,500
北多摩交通圏	2,015	1,749	13.2%	1,749	13.2%	約13%～23%	1,550 ～ 1,750
南多摩交通圏	1,345	1,237	8.0%	1,237	8.0%	約7%～18%	1,100 ～ 1,250
西多摩交通圏	239	209	12.6%	209	12.6%	約16%～25%	180 ～ 200

12. タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特 措 法

旧

新

原
則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

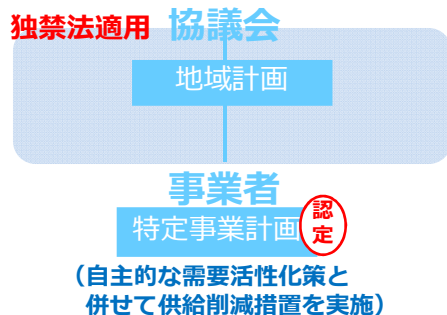
原
則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特 定 地 域（大 臣 指 定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間 3 年

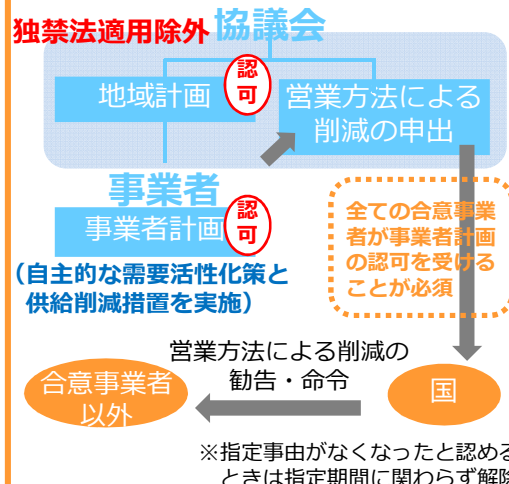


※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3 年

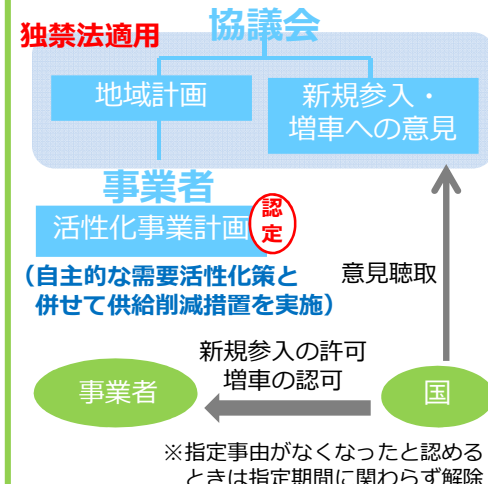


※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3 年



※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

タ ク 特 法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道 路 運 送 法

全国

登録制
〔講習〕

指定地域
(告示で指定)

登録制
〔試験〕

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

13. 準特定地域一覧（平成26年10月31日現在）

運輸局等	都道府県	準特定地域（153地域）
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、 西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、 市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び 埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、県北交通圏、 鹿行交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 柏崎市A
北陸 信越	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、
中部	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、 浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏
	福井	福井交通圏、武生交通圏

運輸局等	都道府県	準特定地域（153地域）
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、生駒交通圏、中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、 尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、 久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
沖縄	鹿児島	川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
	沖縄	沖縄本島

（全国の営業区域の総数 638地域）

地域公共交通としてのタクシー活用方策等に係る意見交換会(概要)について

資料3

【開催趣旨】

昨年の交通政策基本法の成立、地域公共交通活性化・再生法の改正、タクシー適正化・活性化法の改正等もあり、地域公共交通分野における地方自治体の役割が一層明確になってきていることから、地域交通、観光、福祉政策等の地域行政の各分野におけるタクシー活用方策等について、地方自治体と事業者とが直接意見交換を行うことにより、地域公共交通としてのタクシーの活用やその活性化に向けた具体的取り組みを推進するため意見交換会を開催した。

- I. 開催日時 平成26年10月30日(木) 13:30～16:30
- II. 開催場所 自動車会館2階大会議室 千代田区九段南4-8-13
- III. 出席者 太田和博(専修大学教授:都内タクシー準特定地域協議会会長)、
東京都、都下自治体(28自治体)、(一社)東京ハイヤー・タクシー協会、
関東運輸局、東京運輸支局、(公財)東京タクシーセンター



IV. 議題

(1) 行政、業界からの情報提供について

- ① 交通政策基本法、改正地域公共交通活性化・再生法について
- ② 改正タクシー特措法について
- ③ タクシー業界の取組について

(2) 自治体等からの取り組み事例について

- ① 特別区、武蔵野市、三鷹市地区
 - ・中央区:銀座ショットガンについて
 - ・葛飾区:地域乗合タクシー「さくら」について
 - ・東京タクシーセンター:外国人旅客に対応するための英語接遇研修、
広告付きタクシー乗り場の設置について
- ② 多摩地区
 - ・町田市:市庁舎補助通路を活用したタクシー待機場について
 - ・小平市:コミュニティタクシー、「バスとタクシーの広場in小平2014」について
 - ・西東京市:UDタクシー導入促進事業計画について

(3) 意見交換

【自治体からの主な意見】

- ・地域乗合タクシーを検討しているところで、このような意見交換会の開催があり参考になった。
- ・タクシーは24時間運行しており、これからも公共交通手段の一翼を担うものとして益々重要である認識した。
- ・障害者、高齢者の公共交通機関としてタクシーをバリアフリー計画の中で考えていきたい。
- ・市町村の規模、地形の高低差、道路狭隘等の状況があり、バス以外の交通を考えていく上でタクシーも一つの方法であると認識した。
- ・UDタクシーについては不勉強であったが今日話を聞いて是非とも参考にしたい。
- ・停留所の設置場所で悩んでいたが事例を聞いて参考になった。
- ・今後も情報交換の場として継続開催をしていただきたい。
- ・各自治体の事例を聞き参考になったので今後状況を聞きたい。

改正特措法施行後 1 年間の 取組み状況について

今後の取組みの方向性（24.11.20協議会での今後の方向性）

○ 地域計画の目標への主な取組み（特別武三交通圏）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・ 良質なタクシーが選択される環境の整備
（タクシー評価制度及び優良乗り場の検証を踏まえた乗り場の整備・拡充）
- ・ タクシーを選択しうる乗り場の拡大
（公共施設等ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）優先乗り場の設置、公共施設管理者への働きかけ）
- ・ 個人需要の掘り起こしに向けた取組み
（UDタクシーの導入・促進、ユニバーサルドライバー研修受講促進）
- ・ IT等の技術を駆使した配車システムの拡充
（スマホ共通アプリ等の開発・運用等）

②安全性の維持・向上

- ・ 法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入による安全管理体制の構築
（認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講）

③環境問題への貢献

- ・ 環境対応車の積極的な導入
（ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進）

④交通問題・都市問題

- ・車両集中に伴う渋滞解消のための乗り場配車ルールの構築
(ショットガン方式導入・拡大)

⑥観光立国実現に向けての取組

- ・高齢者、外国人旅行者に対する高付加価値のサービスの提供
(観光タクシーとしてのUDタクシーの活用)
- ・高付加価値のサービス提供に係る運転者教育の実施
(観光タクシー認定ドライバーの養成、拡大)

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・付加価値の高いサービスを提供できる運転者に対する社内におけるステータスの確立
(観光タクシー認定運転者、ユニバーサルドライバー研修受講者などに対するステータスの確立、優遇)
- ・福利厚生施設等の拡充
(食事、休憩可能な提携施設等の確保)

今後の取組みの方向性（24.11.20協議会での今後の方向性）

○ 地域計画の目標への主な取組み（多摩地区の各交通圏）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・ 個人需要の掘り起こしに向けた取組み
（UDタクシーの導入・促進、ユニバーサルドライバー研修受講促進）

②安全性の維持・向上

- ・ 法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入による安全管理体制の構築
（認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講）

③環境問題への貢献

- ・ 環境対応車の積極的な導入
（ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進）

④社会・福祉への貢献への取組み

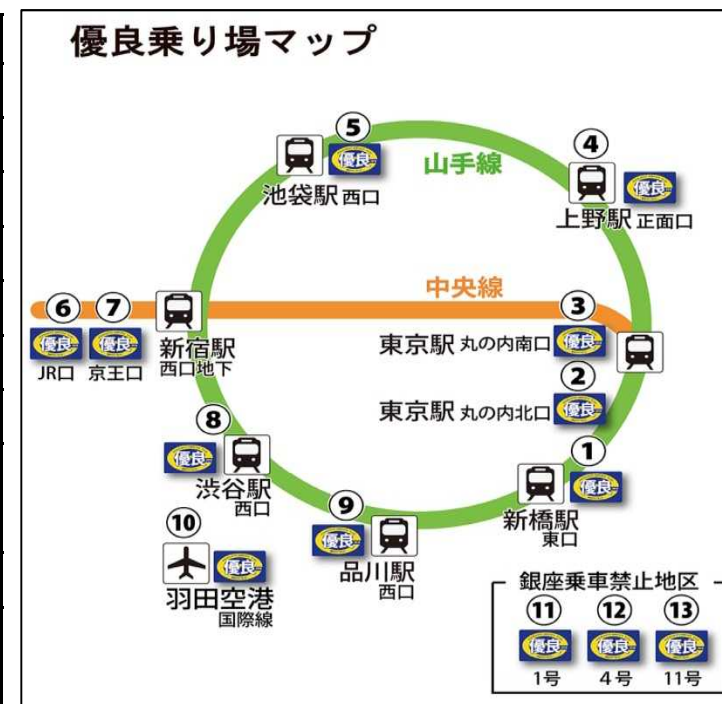
- ・ サポートCabの運行・拡大
（救命手当の技能保持運転者の拡大）

◇ 優良タクシー乗り場について

安全・サービスの両面において一定の評価を受けた運転手・事業者が入構するタクシー乗り場。

【優良タクシー乗り場設置状況】

設置場所	開始日
①新橋駅東口前	平成20年3月6日
②東京駅丸の内北口前	平成21年8月5日
③東京駅丸の内南口前	平成24年11月5日
④上野駅正面口	平成23年2月1日
⑤池袋駅西口前	平成22年12月1日
⑥⑦新宿駅西口地下前(JR口)、(京王口)	平成21年8月5日
⑧渋谷駅西口前	平成23年2月1日
⑨品川駅西口前(高輪口)	平成26年1月20日
⑩羽田空港国際線	
⑪銀座1号(GINZA9 1号館)	平成22年12月1日
⑫銀座4号(ニュートーキョー前)	平成21年11月30日
⑬銀座11号(銀座西6丁目)	



【優良タクシー乗り場への入構可能要件】

【事業者ランク制度】

(公財)東京タクシーセンターの
 取り扱う指導事案及び苦情事案
 に加えて、利用者の求める情報
 として接客サービスに関する情
 報や安全に関する情報を評価対
 象項目とし、これらを「法令遵守
 面」「旅客接遇面」「安全管理面」の
 3面から法人事業者を評価する
 もの。



【優良運転者表彰】

(公財)東京タクシーセンターの
 優良運転者表彰は、東京指定地
 域内(特別区、武蔵野市、三鷹
 市)のタクシー運転者で、道路
 運送法等に違反がなく接客態度
 良好で他の模範となる運転者を
 表彰するもの。



【マスター(みつ星)】

道路交通法等に違反がなく、
 高品位のサービスを提供す
 る個人タクシーの最高ブラン
 ドとして、有識者により
 構成されたマスター認定委
 員会が認定した個人タク
 シー。



◇ 広告付きタクシー乗り場の整備について

風雨よけ・ベンチを設置し、タクシー利用者への快適性・利便性の向上、LED照明における省エネ化・周辺地域の防犯効果の向上など、環境・景観に配慮したデザインで高齢者や周辺住民及び観光客等に対してより一層優しい街づくりに寄与する。

【経 緯】

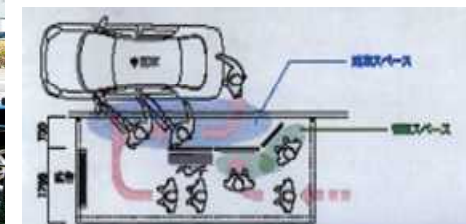
タクシー乗り場における壁面付き上屋や、広告物の添加については、道路占用許可（道路管理者）及び道路使用許可（交通管理者）の対象外（バス停留所のみ対象）とされてきたところ。

先般、近年の高齢化社会の進展等に伴い、マイカーを利用できない高齢者等の移動需要の急増により、バス停留所以外の公共交通機関の待合施設（タクシー乗り場含む）においても一定の要件のもとで認められることとなった。

平成26年7月28日より青山、三田に二箇所設置。

三田国際ビル前タクシー乗り場
設置場所 港区三田1-4-8

青山OMスクエア前タクシー乗り場
設置場所 港区青山2-5



◇ 少子高齢化社会への対応

【UDタクシーの導入状況について】

- ・個人需要の掘り起こしに向けた取り組みを行いサービスの活性化としてUDタクシーの導入・促進を行う。
- ・導入台数(補助ベース)

関東運輸局調べ

	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
23年度実績	2両	15両	—	6両
24年度実績	13両	71両	10両	6両
25年度申請	13両	34両	4両	1両
26年度申請	17両	18両	3両	5両

※26年度の数値は26年12月末までの申請件数の数値である。



【バリアフリー対応の教育制度の構築(実施)】

- ・タクシー運転者、管理者を対象としたユニバーサルドライバー研修の実施

現状

- 平成23年の講習開始より年々受講者が増えており、今後も受講者が増加していくことが期待されている。
- また、平成26年度4月1日からは(公財)東京タクシーセンターでのタクシー乗務員になるために必要な講習にも組み込まれており、タクシーこそユニバーサルデザインの象徴になりつつある。

・受講者数

出典：一般財団法人全国福祉輸送サービス協会

	開催回数 (東京)	受講者数		
		東京	東京以外	合計
23年度	8回	431人	32人	463人
24年度	27回	1,185人	896人	2,081人
25年度	157回	3,354人	1,621人	4,975人
26年度	122回	4,019人	674人	4,693人
計	314回	8,989人	3,223人	12,212人

※26年度の数値は26年12月末までの数値である。



※ユニバーサルドライバー研修を開発したユニバーサルドライバー研修推進実行委員会は、平成25年1月にバリアフリー化推進功労者として国土交通大臣表彰を受賞。

効果

- ユニバーサルドライバー研修は、一般的な接遇に加えて、高齢者、障害者等のバリアフリー化に対応したカリキュラムが設定されており、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進とともに、タクシー運転者の質の向上に寄与することが期待される。

今後

- ・日産「NV200」
 - ・トヨタ「JAPAN TAXI」
- 今後、セダン型タクシーの製造が取りやめになることから上記、2車のユニバーサル車両が急激に増加する見込み。



◇ 東京23区・武三地区におけるスマートフォン配車アプリ「スマホdeタックン」を活用した共通配車事業の推進について

【背景】

- スマートフォンの普及により、従来の無線配車ではなくスマートフォンアプリを利用した簡易な配車サービスが登場。
- 一部タクシー事業者が独自にスマートフォンアプリを提供するほか、国内外の他業種からも参入が相次ぎ、類似のサービスが乱立する状況。
- 現在のアプリ乱立の状況では、利用者の混乱を招くほか、東京都23区内武三地区における空車率の高止まりが懸念される。
- 利用者の配車注文を東京ハイヤー・タクシー協会共通で受け付ける仕組みにより、効果の最大化に期待。
- 共通基盤構築にあたっては、これまで各事業者が投資してきた資産を有効活用することにより、コストや事務負担増加を抑え、従来のタクシー交通流の抜本的な最適化を図る。

◆ 配車の共通基盤化の目的

- ・配車機会損失の低減
- ・配車距離の短縮
- ・利用者の利便性向上
- ・空車率の低減、配車最適化
- ・より身近な受付窓口

◆ スマホdeタックン開発から現在について

[平成26年1月21日] 都内無線6グループ約6500台にて運用開始。

同日、日本マイクロソフト本社にて記者発表を行う。

[平成27年1月28日] 対応無線が8グループに、台数は10000台を超え、

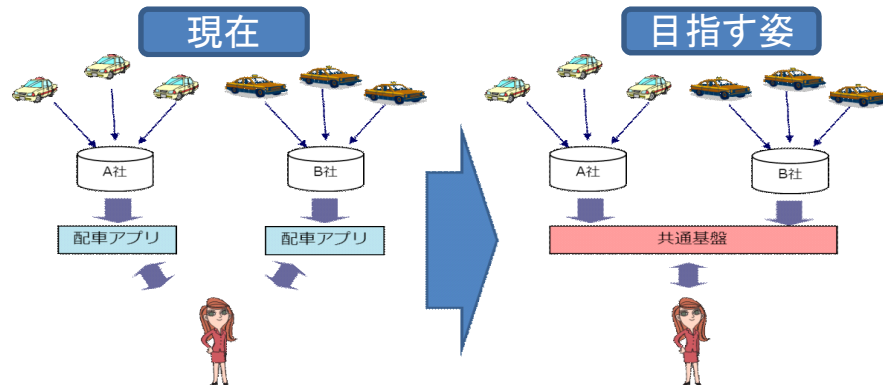
都内法人無線タクシーの約50%のシェアを占める。

アプリの機能強化、英語版を開始。

同日、記者発表を行う。

導入により期待される効果

- ・受注増
- ・空車減、効率配車



- ・協組毎にアプリが存在し、利用者にアプリ選択の手間を与える
- ・結果として利用者に一番近い車両が配車されないことも考えられる

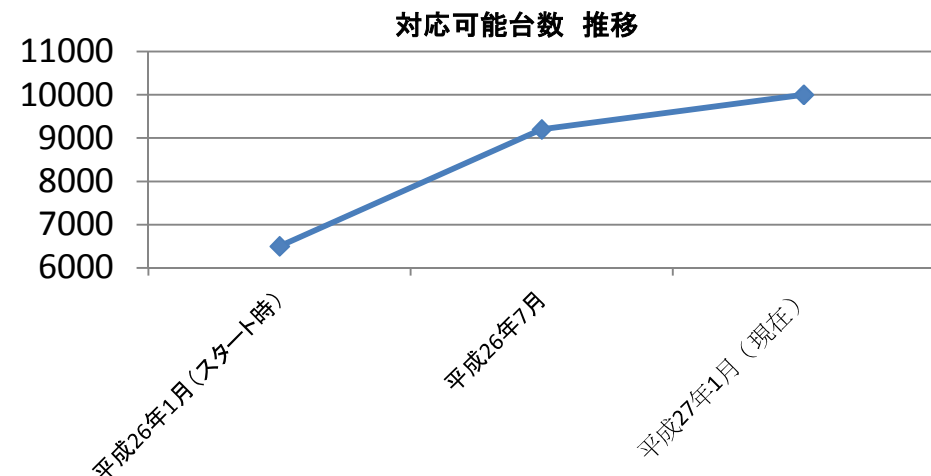
- ・一つのアプリから共通に注文・配車することにより、利便性向上と、至近の車両を配車できる



平成26年記者発表の様子



平成27年記者発表の様子



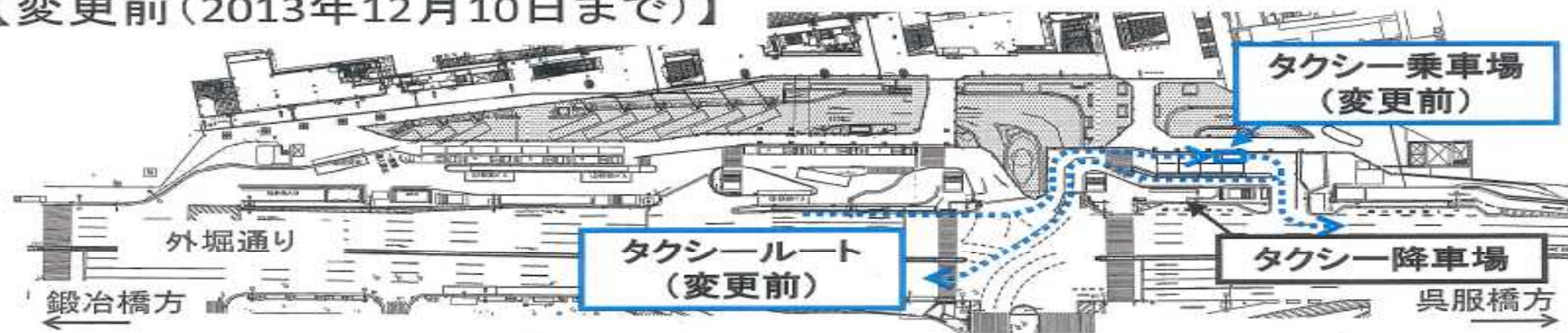
地域計画の目標【④交通問題・都市問題】

◇ 東京駅八重洲口のタクシー乗り場等について

八重洲口の整備や外堀通りの八重洲口から鍛冶橋交差点に伸びる空車タクシーの渋滞解消などの側面からタクシープール等が設置がされた。

- ・2014年8月1日より八重洲口駅前広場のタクシープールが待機台数**38台**にて供用開始した。
 - ・2014年9月7日より八重洲駅前広場の「タクシープールの導入車線」が開放され、「タクシー降車場・一般車乗降場」が全面開放された。
- これらにより、八重洲口の道路上に面していたタクシー降車場の安全性の確保と渋滞解消が緩和されつつあり、引き続き更なる解消を目指している。

【変更前(2013年12月10日まで)】



【変更後(2014年9月7日朝より)】

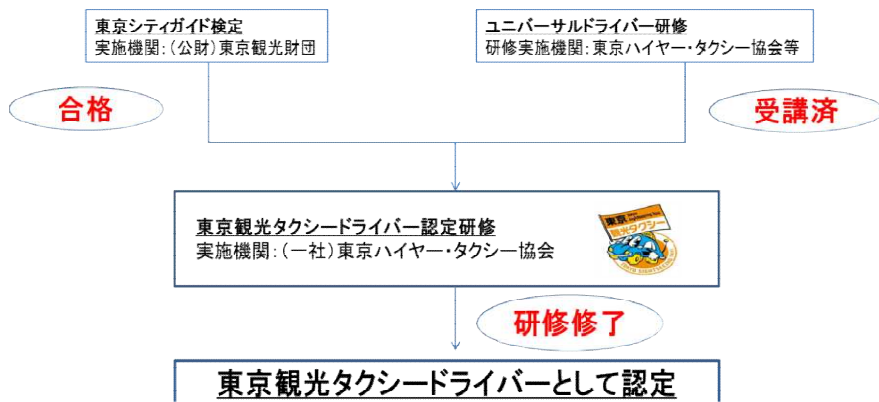


地域計画の目標【⑥観光立国実現に向けての取組】

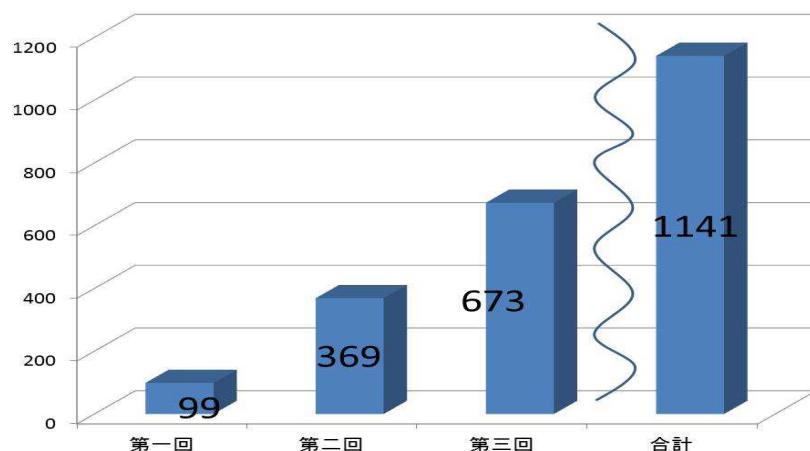
◇ 東京観光タクシーの取組について

【背景】タクシー活性化策の取組の一つとして、2012年観光に関わる有識者、行政機関、関係団体、タクシー業界等で構成する東京観光タクシー推進協議会を発足し、認定制度を創設。東京観光タクシーは業界の活性化だけでなく、観光資源に寄与していく。

◆東京観光タクシードライバー認定の流れ



◆東京観光タクシードライバー認定者推移



認定者数は増加しており、2020年までには3000人を目標としている。

◆東京観光タクシードライバー認定者のメリット

東京観光タクシー営業時に課題である駐車場をロゴマグネット貼付、認定証提示により以下の内容について特別優遇措置をいただくことが可能。

・東京タワー

駐車場、入場料無料(乗務員のみ)

・東京スカイツリー

駐車場1時間無料(3連休以上等の特別な休暇を除く)

・皇居

皇居初、観光タクシー専用駐車場確保

1回300円(今までは観光バスのみ)

・都庁

優先駐車場に駐車可能。駐車場1時間無料。

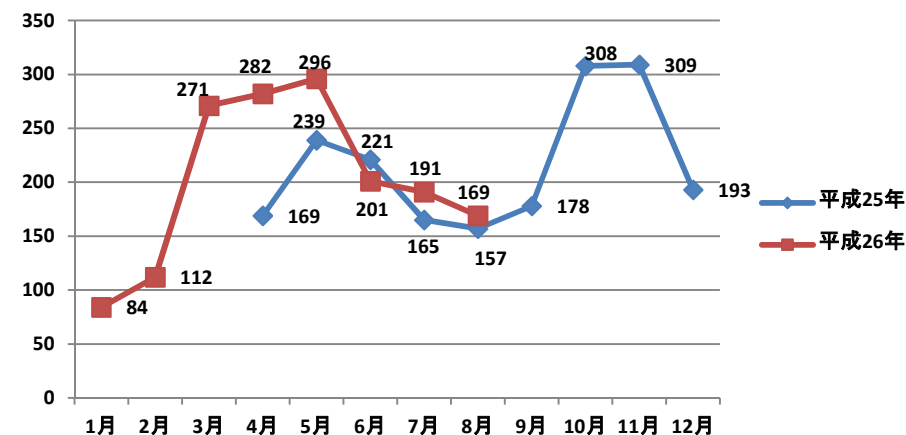
・江戸東京博物館

常設展入場無料(乗務員のみ)。

東京観光タクシー特別駐車料金適用(1時間500円)

(要事前連絡)

◆東京観光タクシー 件数推移



平均運行時間は約4.5時間で約22000円となっている。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組み①

◇ 観光庁では2020年までに訪日外国人旅行者を2000万人という大きな目標を掲げており、タクシー業界においても公共交通機関として、これに貢献する。

～(公財)東京タクシーセンターの取り組み～

◆羽田空港タクシー乗り場改善検討会

すべての方がタクシーを利用しやすくなるよう、関係行政機関、空港会社等で設置。

[検討期間]: 平成25年12月～平成26年10月(10月20日の第3回検討会において取りまとめ)

[検討の結果]: ・国際線乗り場の標識の、多言語案内、音声による案内などユニバーサルデザイン対応を進める。
・国際線待機所の運用効率化に努めるとともに、その適性規模について関係者と協議を進める。
また外国人旅行者の利便性向上を図るため、外国人旅客接遇研修修了者専用レーンを設置する。

◆外国人旅客接遇研修

ロールプレイ演習を取り入れた研修により外国人の習慣やタクシー営業に必要な基本的な会話等を知る接遇向上を目的とした内容。

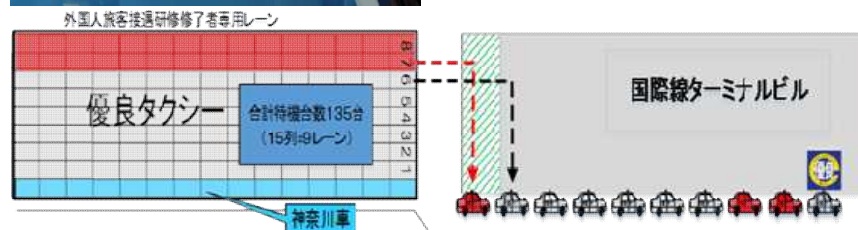
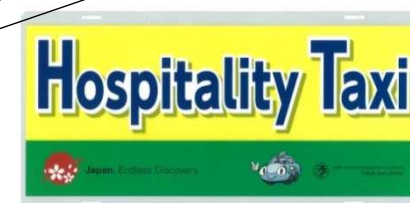
◆外国人旅客接遇研修修了者専用レーン

平成26年12月15日より上記研修を修了した者が入構出来る専用レーンの供用を開始。

英語でコミュニケーションが出来るタクシーを選んで、ご乗車いただける乗り場として「おもてなし」度をアップする。



この表示板が目印



2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組み②

◇ 観光庁では2020年までに訪日外国人旅行者を2000万人という大きな目標を掲げており、タクシー業界においても公共交通機関として、これに貢献する。

～(一社)東京ハイヤー・タクシー協会の取り組み～

◆東タク協 2020東京オリンピック・パラリンピック対策委員会の設置

東タク協会長を委員長と置き、副会長、委員長、支部長で構成し、情報収集や業界内外への広報活動、多言語対応機器類を活用したサービス展開などの検討など活動を行う。

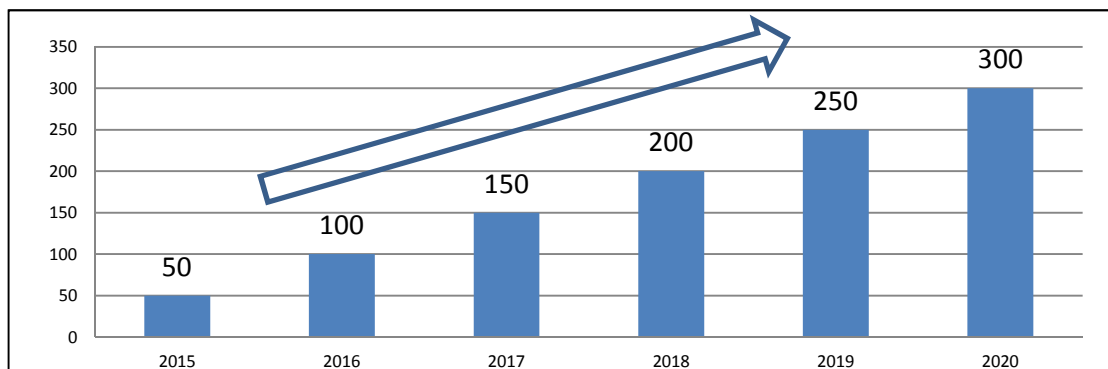
また、行政諸官庁が立ち上げる輸送対策協議会などに積極的に参画する。

◆東京観光タクシードライバー外国語研修について

現在、外国人のお客様に対して有償で外国語による観光案内を行うと、通訳案内士法に抵触することから国家戦略特区に本件を提案し、東京観光タクシーの推進を図る。

[開催時期]:平成27年夏～秋

外国語対応可能観光ドライバー 目標人数推移

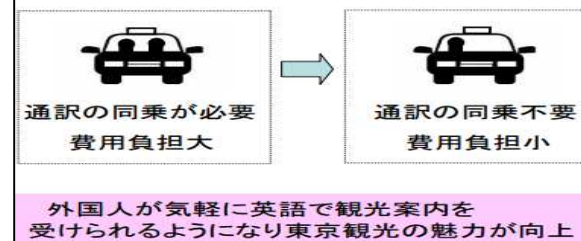


国家戦略特区提案資料

【外国語による有料観光案内サービスの拡大】

〔提案内容《新規提案》〕

* 検定や研修を受け、一定レベル以上の質の確保が確認できるタクシードライバー等については、通訳案内士法の資格がなくても、有料で観光案内ができるようにする



～(一社)東京都個人タクシー協会の取り組み～

◆東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会の設置

タクシーを利用される国内はもとより、海外からの多数のお客様に対する接客・接遇等について諸施策を検討・実施する。

◆タクシー車内での提携英会話集CDの作成

タクシー車内での基本的な英会話を納め待機中にも繰り返し聞き流せる定型英会話練習教材CDを作成。

◆外国語研修の実施

協会主催の外国語研修の早期開催。

【①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境作り】

UDタクシーの導入・促進について

◆主発式の実施

[日時]平成24年12月10日

[場所]多摩市役所

八幸自動車、ニュータウン交通、京王自動車の3社が同じ車色でボンネットのイチョウの葉は「多摩市の木」を採用。3社3両とも多摩センター駅を中心に営業している。

◆UDタクシー導入促進事業計画

西東京市では公共交通のバリアフリー化を図り、社会参加の機会や地域の活性化を促進することを目的とし、西東京市生活交通改善事業計画におけるUDタクシー導入促進事業計画を西東京市地域公共交通会議にて策定した。

平成24年12月10日UD車両出発式の様子



デマンド型乗合タクシーについて

サービス名	実施会社	対象市	概要
ぶるべー号	(株)トーショー 小平交通(有)	小平市	ぶるべー号はワンボックス車両で、停車場を設け定時、定路線で運行するコミュニティタクシー。平成20年3月から大沼ルート、平成22年5月栄町ルート、平成25年11月南東部ルートの運行を開始。
コミュニティワゴン	銀星交通(株)	国立市	平成26年4月16日からサービスを開始。 乗客定員9名の乗合交通でコミュニティワゴンとして狭い道路でも運行が可能。矢川(東ルート)、青柳ルート、泉ルートを運行。
かわせみゴー	南観光交通(株)	日野市	市内丘陵地の移動手段を担う丘陵地ワゴンタクシー。平山ルート(定員9人乗り)、他1ルートを運行。

多摩地区の取り組み

【⑧社会・福祉への貢献への取り組み①】

妊婦向けのタクシー対応

平成24年9月17日
産経新聞

平成24年
9月17日
東京新聞

サービス名	実施会社	対象市
はぴママサポートタクシー	京王自動車(株)	京王線、中央線、青梅線、町田市の多摩エリア
マタニティタクシー	キャピタル交通(株)	八王子市
陣痛119番登録	三和交通(株)	八王子市



平成24年8月2日、陣痛が始まったお客様をお乗せし、病院に向かう途中車内で出産。乗務員が無事赤ちゃんをとりあげ、救急隊が到着するまで励ました。後日、消防総監感謝状が贈られ、マスコミから大々的に取り上げられた。

子ども向けのタクシー対応

サービス名	実施会社	対象市	概要
子育て支援タクシー	キャピタル交通(株)	八王子市	保護者の代わりにお子様の送迎
キッズタクシー	三和交通(株)	八王子市	お子様の習い事の際に一人で移動できる送迎
子供向け輸送サービス	南観光交通(株)	日野市	学童クラブ終了後の児童輸送 (日野市よりの委託)
特別支援学級児童の タクシーによる 通学の送迎	京王自動車(株)	羽村市	羽村市の特別支援学級の徒歩通学圏外 児童のタクシーによる送迎 (羽村市教育委員会の委託)

【⑧社会・福祉への貢献への取り組み②】

その他、様々なサービス

サービス名	実施会社	概要
サポートタクシー サポートCab (認定民間救急)	京王自動車(株)	東京消防庁認定の民間救急。ご自身で歩行が可能な方で、緊急性がない場合に、通院などをサポートするタクシーで（通称：サポートタクシー）、心臓マッサージや人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）の操作などの救命手当の技能を持つ運転手が対応する。大規模災害時にも患者搬送車として東京消防庁に協力する。
災害時搬送タクシー	三幸自動車(株) 西武ハイヤー(株) 田無交通(株) 大和交通保谷(株) 東都自動車交通(株)	医療救護所から後方医療機関への傷病者等の搬送、避難施設から福祉避難施設等への災害時要援護者等の搬送、西東京市の職員及び西東京の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送、道路状況等の情報収集について5社と、西東京市が災害時搬送にタクシー会社と協定締結をおこなった。
墓参りタクシー	キャピタル交通(株)	墓の掃除を一緒にしてほしい、供花、線香の手伝い。
お使い同行タクシー		買い物に同行。
ペットタクシー		電車バスでは迷惑がかかる、ペットの急病で病院に行きたいというニーズに応える。



サポートCabの広告

【⑧社会・福祉への貢献への取り組み④】

その他、様々なサービス

◆ **救援タクシー（三和交通(株)・三和交通多摩(株)）**

生活の様々な場面において、特別な研修を受けた乗務員が救援を行うサービスで下記の様なサービスがある。

・ **病院受付代行**

ご自宅まで診察券を取りに伺い、代行して病院の受付に投函する。



・ **薬受取代行**

ご自宅まで診察券を取りに伺い、代行して病院の受付に投函する。



・ **買い物同行**

お買い物を代行。ご自宅にしながら品物のご購入が可能。



・ **安否確認**

連絡の取れない一人暮らしのお年寄りやお子様の安否を確認。



・ **墓参り代行**

ご依頼者様の代わりにお墓へ行き墓石を磨き周囲に生えている雑草を取りのぞく。



【⑧社会・福祉への貢献への取り組み③】

その他、様々なサービス

◆ タートルタクシー（三和交通(株)・三和交通多摩(株)）

業界初となる、“ゆっくり走る”タクシー。

「今はそんなに急いでないので、ゆっくり丁寧に運転してほしい。」という乗客のインサイトを解決する施策として登場。ボタンが押されるとフロントガラスに「ゆっくり走行中」と表記されたパネルが掲示され、目的地到着後、“ゆっくり運転”した距離が記載されたサンキューカードを運転手から乗客へ手渡しされる。また、集計した走行距離をWebサイトに掲載している。

この度2014年度 グッドデザイン賞 特別賞「未来づくりデザイン賞」を受賞。

「未来づくりデザイン賞」とは“来るべき社会の礎を築くデザイン”と認められたものに特別に授与される賞となっている。



【⑧社会・福祉への貢献への取り組み⑥】

地域との連携について

◆ 降宿醍醐(ふるじゅくだいご)地域乗合タクシー運行委託

(降宿醍醐地域乗合タクシー運営委員会と八王子市タクシー合同営業運営委員会との契約)

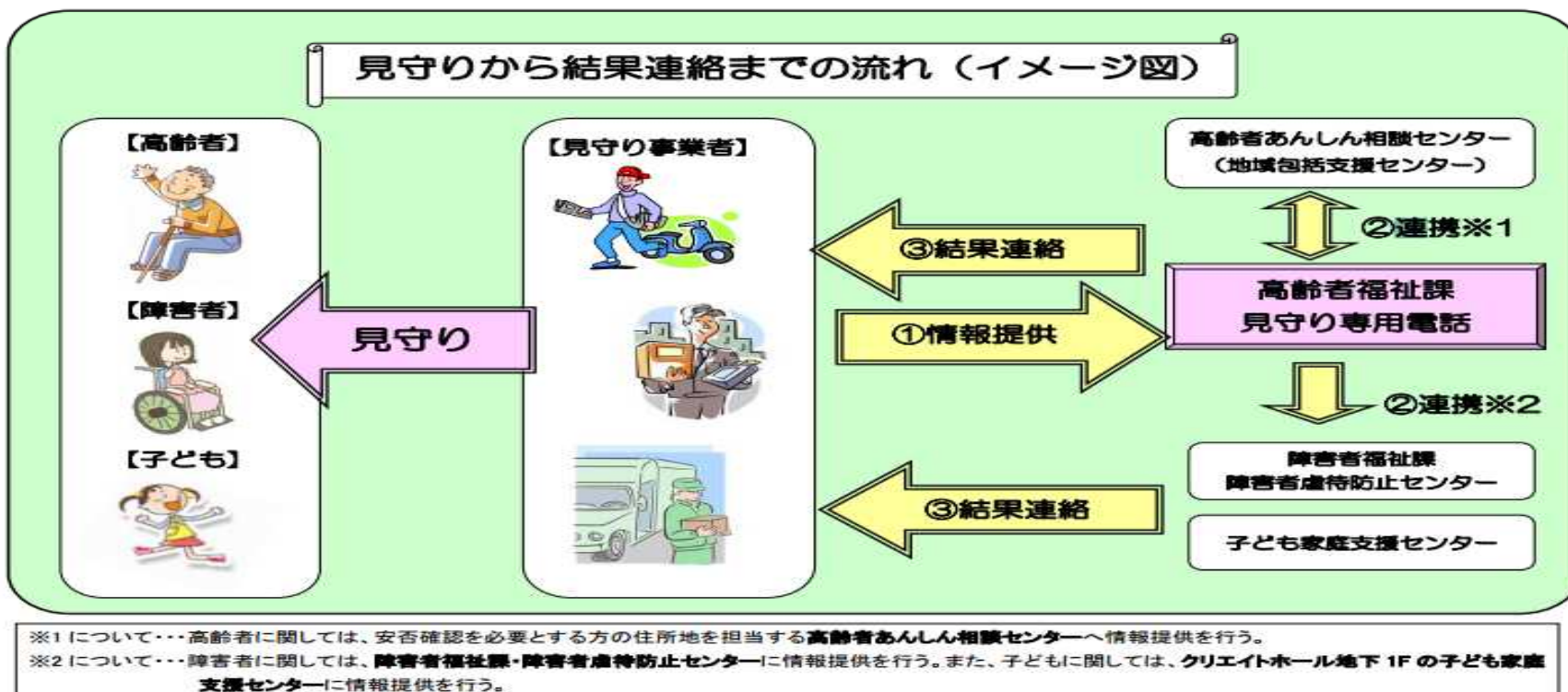
[運行開始日]平成21年9月

[目的]路線バスの無い本地区において日常生活を円滑に行えることを目的に運行する。

◆ 八王子高齢者等の見守りに関する協定書(市内タクシー会社との協定)

地域社会の中で、配達や訪問事業を行う民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、日常業務において高齢者等の何らかの異変に気付いた場合に市へ連絡を行い、情報提供を受けた市では、関係機関と連携して対応します。

地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立や孤独死から防止し、安心して生活できる地域づくりを目指す。



【⑧社会・福祉への貢献への取り組み⑤】

地域との連携について

◆ 多摩大学との連携(三幸自動車株)

・UDタクシーのPRDVDの制作

学生・教員の方々に協力いただき作成することによりUDタクシーの認知度を高めた。

・地域プロジェクト発表祭(志企業の会社案内プロジェクト)

多摩地域の「元気な企業」を対象に学生の手で会社案内を作成するプロジェクト。
企業PRとしてのメリットだけでなく、学生との連携により地域社会に貢献。



その他のタクシー業界の取組みについて

その他のタクシー業界の取組について

1. ソフト面の投資について

- ・ 陣痛タクシー（マタニティ・タクシー）
- ・ キッズタクシー
- ・ 新卒ドライバー採用について

2. ハード面の投資について

- ・ 無線配車の効率化
- ・ クレジットカード・電子マネーなどへの対応について
- ・ ドライブレコーダーの導入について
- ・ 防災レポート車の運行と「防災用品」の設置
- ・ タクシー子ども110番の実施

3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて

- ・ 定額タクシーの運行
- ・ Japan taxi 導入について
- ・ 多言語対応デバイスの導入について
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック招致スピーチについて

1. ソフト面の投資について

陣痛タクシー（マタニティ・タクシー）

事前にお客様の情報をご登録いただくことで、24時間365日いざという時に素早く確実に病院へ向かうことが可能で、タクシーに乗ってからの乗務員への道案内も不要です。

2012年のサービス開始から、わずか**2年**で都内タクシーの**15000台**で約**1/3**が対応可能となっており、都内の妊婦の方の約**5割の方が登録**、約**1~2割の方が出産時に陣痛タクシー（マタニティ・タクシー）を利用**していることがわかります。

平成25年都内の出生数（月）：9165人

平成26年11月登録件数：4769人（52.0%） 出産時配車回数：1394件（15.2%）

平成26年12月登録件数：4343人（47.3%） 出産時配車回数：1446件（15.7%）



キッズタクシー

キッズ担当の**顔なじみの精鋭乗務員**、**料金後払い対応により、お子様だけでのご乗車を可能にします**。主に学校、塾、ご自宅間の送迎に人気です。

また、新生児・乳幼児をお連れの場合にも周囲を気にすることなく、ゆったりとご乗車いただけます。



1. ソフト面の投資について

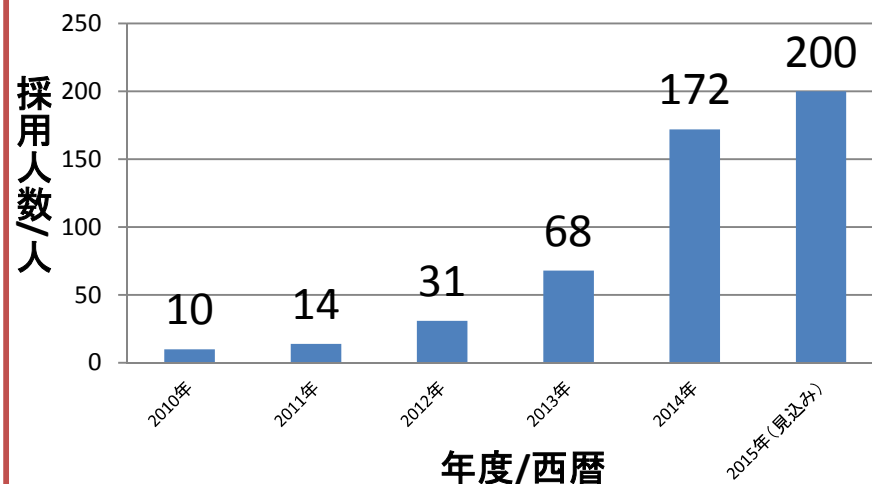
新卒ドライバー採用について

現在、ドライバーの平均年齢は58.2歳と非常に高齢化しており、観光タクシー、介護・妊婦向けタクシーなどの多様化するニーズに柔軟に対応できるドライバーの確保、業界のイメージアップを狙いとして新卒採用を業界として斡旋していきます。

◆新卒者にとってのメリット

- ・離職率が低い。(退職者は新卒入社の中で約10%)
他産業平均約30%
- ・平均収入が同世代に比べ高い。
平成25年度平均給与(月給)
タクシー業界: 約336000円(平均年収と月数の商より)
東京都新卒学生平均初任給: 207700円
(平成25年賃金構造基本統計調査結果の概況より)
新卒学生平均初任給: 196000円
- ・ワークライフバランスが良い
(隔日勤務であれば、月11~13乗務であることからプライベートな時間を確保出来る。)

新卒ドライバー採用人数



◆新卒ドライバー採用説明会の実施

平成26年12月9・15日開催
タクシー会社採用担当者及び関係者約100名に対して、採用経験事業者による採用に関するノウハウの説明がなされた。



2. ハード面の投資について

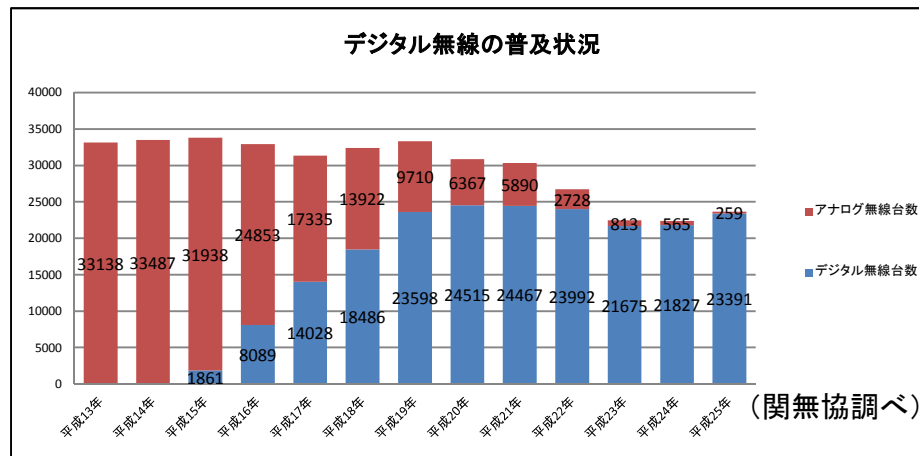
無線配車の効率化

デジタルシステム導入による効果

平均配車受付時間の短縮（A無線グループ実績）

アナログ無線：70秒⇒デジタル無線：27秒

（約60%）の短縮効果！



クレジットカード・電子マネーなどへの対応

利用者の支払方法の多様化に対応すべく従来からの現金・チケット・クーポン券に加えクレジットカードやICカード、電子マネーを利用し、キャッシュレスでスピーディな支払いが可能になりました。導入費は1台あたり、約30万円ほどですが、導入台数は年々増加しております。

クレジットカード導入：89%

電子マネー導入：63%

（法人タクシー調査2014年3月31日現在）



2. ハード面の投資について

ドライブレコーダーの導入について

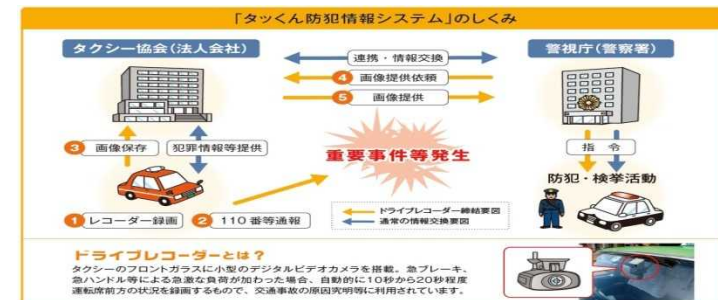
ドライブレコーダーは、CCDカメラ、Gセンサーなどを内蔵した自動車版フライトレコーダーです。事故後の対応の効率化が図られるとともに、安全に関する教育や指導にも活用されます。

（法人タクシーの96%（外側カメラ） 85%（内側カメラ）が装着）



◆ タックン防犯情報システム

また、平成21年8月5日よりドライブレコーダーで捉えた映像を警察に提供することにより、相互で連携・情報提供をする「タックン防犯情報システム」を構築し、犯罪の抑止に務めております。



2. ハード面の投資について

防災レポート車の運行と「防災用品」の設置

大規模災害時にタクシーは現場の第一目撃者となることから、レポート車は車内に緊急電話を搭載し、被害現場の生の状況をマスメディアや東京都災害対策本部を通じ提供することで都民の皆様を災害から守ることを目的に発足しました。

(レポート車72両とレポーター265名が選任)

また、乗車中のお客様や住民などが避難する際に役立てることを目的に9品目を「防災用品」として搭載しています。(約17000台)



ステッカー

タクシー子ども110番の実施

全国各地で子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、当協会では東京都や警視庁と協力して、子どもたちの安全確保を目的に、法人タクシーにステッカーを貼付し「タクシーこども110番」制度の取組を開始しました。



3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて

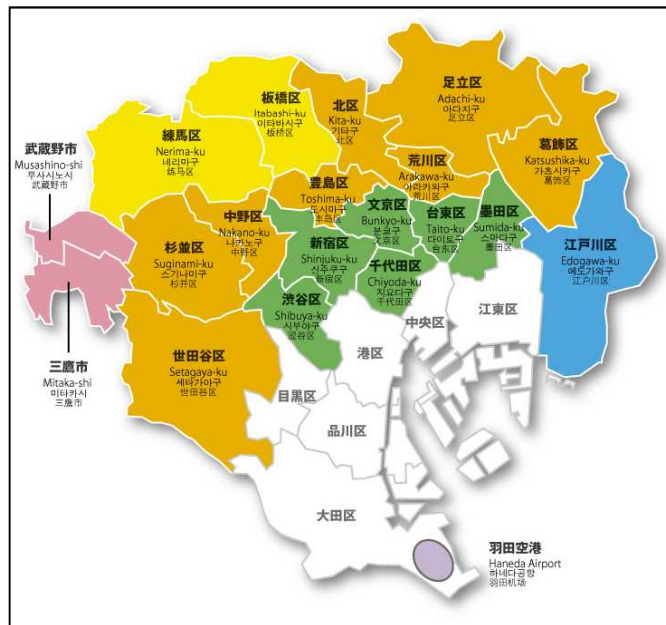
定額タクシーの運行

羽田空港定額運賃制度の実施

平成 22 年 10 月 21 日より、国際線ターミナルの供用開始に伴い、羽田空港と都内各エリア間に「定額運賃制度」を導入し、**メーターより10～30%程度安く、渋滞等による値上がりの心配の無い定額運賃**によるサービス提供に努めております。（環状品川線開通に伴い、再設定を予定）

他にも成田空港、東京ディズニーリゾートへの定額運賃を実施しております。

なお、各タクシー車内に、英語・韓国語・中国語による「指差し外国語シート」を携帯し外国人利用客との円滑なコミュニケーションの手助けとして活用しサービスに努めております。



定額運賃表					
Fixed Fare Chart 정액 운임표 固定費用表					
ゾーン	日本語	English (英語)	한국어 (韓国語)	中国語 (中国語)	運賃 Fares 운임 費用
1	江戸川区	Edogawa-ku	에도가와구	江戸川区	¥6,500 [¥8,000] + 有料道路利用料 Fees for Toll Roads 有料道路 이용료 收費公路使用費
2	新宿区	Shinjuku-ku	신주구	新宿区	¥7,000 [¥8,400] + 有料道路利用料 Fees for Toll Roads 有料道路 이용료 收費公路使用費
3	世田谷区	Setagaya-ku	세타가야구	世田谷区	¥8,000 [¥9,900] + 有料道路利用料 Fees for Toll Roads 有料道路 이용료 收費公路使用費
4	練馬区	Nerima-ku	네리마구	練馬区	¥9,500 [¥11,700] + 有料道路利用料 Fees for Toll Roads 有料道路 이용료 收費公路使用費
5	武蔵野市	Musashino-shi	무사시노시	武蔵野市	¥11,500 [¥13,900] + 有料道路利用料 Fees for Toll Roads 有料道路 이용료 收費公路使用費



尚、空港定額運賃にて設定された金額は世界的に見ても廉価であり、

ロンドンは設定が無く（メータで東京の1,5倍～2倍）、**NY**と比較した場合は、ほぼ同等の金額設定です。

3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて

Japan Taxi 導入について

ユニバーサル・デザイン車両の本格導入で、観光立国・首都東京の新しいタクシー像を世界に披露します。



多言語対応デバイスの導入について

様々な言語に対応すべく下図の様なデバイスの装着を視野に入れております。



3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて

東京オリンピック・パラリンピック招致スピーチについて

滝川クリステル氏の東京オリンピック・パラリンピック招致の際のIOC総会内プレゼンテーションで東京のタクシー評価が世界で1位ということを紹介していただきました。

◆原文一部抜粋

世界を旅する7万5000人の旅行者を対象としておこなった最近の調査によると、東京は世界で最も安全な都市です。

この調査ではまた、東京は次の項目においても第1位の評価を受けました。公共交通機関。街中の清潔さ。そして、タクシーの運転手の親切さにおいてもです。

◆東京のタクシーが世界1

プレゼンの中でご紹介いただいたものはトリップアドバイザーの2012年の調査結果に基づいています。

・タクシーの運転手は親切だったか？

東京(日本)	7.71
カンクン(メキシコ)	7.69
シンガポール	7.58
プンタカーナ(ドミニカ)	7.46
ダブリン(アイルランド)	7.45

・タクシーのサービスの総合的な評価は？

東京(日本)	8.18
シンガポール	8.12
ドバイ(アラブ首長国連邦)	7.84
ダブリン(アイルランド)	7.70
ロンドン(イギリス)	7.61

各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の改正案のポイント

- 4. として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加
以前までの目標を更に深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。
 - ① 今後予定されている東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての目標の追記。
 - ② 運転者確保問題への対応を追記。
 - ③ 新たな適正車両数が公表されたことを受け、未だ上限値と乖離があるので更なる適正化の推進を追記。
- 改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正。
- 文章中の業界団体の名称の修正。

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の改正案のポイント

- 4. として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加
以前までの目標を更に深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。
 - ① 今後予定されている東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての目標の追記。
 - ② 運転者確保問題への対応を追記。
 - ③ 新たな適正車両数が公表されたことを受け、車両数が上限値の数値より下回っているが、更なる活性化の推進が重要であり、事業の効率化に向けて適正化への取り組みも推進することも重要であることを追記。
- 改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正。
- 文章中の業界団体の名称の修正。

東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の改正案のポイント

- 4. として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加
以前までの目標を更に深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。
 - ① 今後予定されている東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての目標を追記。
 - ② 運転者確保問題への対応を追記。
 - ③ 新たな適正車両数が公表されたことを受け、車両数が上限値の数値より下回っているが、更なる活性化の推進が重要であり、事業の効率化に向けて適正化への取り組みも推進することも重要であることを追記。
- 改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正。
- 文章中の業界団体の名称の修正。

東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の改正案のポイント

- 4. として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加
以前までの目標を更に深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。
 - ① 今後予定されている東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての目標を追記。
 - ② 運転者確保問題への対応を追記。
 - ③ 新たな適正車両数が公表されたことを受け、車両数が上限値の数値に到達しているが、更なる活性化の推進が重要であり、事業の効率化に向けて適正化への取り組みも推進することも重要であることを追記。
- 改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正。
- 文章中の業界団体の名称の修正。

※変更点は赤字で記載

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画（改正案）

平成 21 年 12 月 18 日
一部改正 平成 24 年 11 月 20 日
一部改正 平成 年 月 日

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ①東京都特別区・武三交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務
- ②タクシー事業の現況
- ③取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施 3 年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）

- ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ②安全性の維持・向上
- ③環境問題への貢献
- ④交通問題、都市問題の改善
- ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥観光立国実現に向けての取組み
- ⑦防災・防犯対策への貢献
- ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨事業経営の活性化、効率化
- ⑩過度な運賃競争への対策
- ◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成 26 年 1 月 27 日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成 26 年 6 月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」において、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020 年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入や、東京タクシーセンターが実施している外国語旅客接客研修の更なる拡充などを積極的に推進していくべきである。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成 26 年 7 月にとりまとめられたところ

である。

- ・東京の法人タクシー業界においては、こうした状況にいち早く対応すべく「新卒ドライバー採用プロジェクトチーム」を立ち上げるなどして、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みが始まったところである。こうした取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日には、関東運輸局から東京都特別区・武三交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80 %又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90 %又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、27, 096 両（タクシー 26, 658 両、その他ハイヤー 438 両（実働率 80 %））、24, 086 両（タクシー 23, 696 両、その他ハイヤー 390 両（実働率 90 %））が示されたところである。
- ・これに基づき平成 26 年 12 月末の車両数 28, 149 両（タクシー 27, 650 両、その他ハイヤー 499 両）からすると実働率（80 %、90 %）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ 3.7 %、14.4 %の乖離があり、上限値と比べても 1, 053 両の差が認められ、各事業者においては、更なる適正化に向けた積極的な取り組みを推進する必要がある。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

②安全性の維持・向上

③環境問題への貢献

④交通問題、都市問題の改善

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

⑥観光立国実現に向けての取り組み

⑦防災・防犯対策への貢献

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

⑨事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画（改正案）

平成22年 2月24日
一部改正 平成24年11月20日
一部改正 平成 年 月 日

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
 - ①東京都北多摩交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務
 - ②タクシー事業の現況
 - ③取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）
 - ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
 - ②安全性の維持・向上
 - ③環境問題への貢献
 - ④交通問題、都市問題の改善
 - ⑤地域公共交通としての役割の強化
 - ⑥総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
 - ⑦観光立国実現に向けての取組み
 - ⑧社会・福祉への貢献への取組み
 - ⑨防災・防犯対策への貢献
 - ⑩タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
 - ⑪事業経営の活性化、効率化
 - ⑫過度な運賃競争への対策

◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑦観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入や、外国語旅客接遇研修の更なる拡充などを積極的に推進していくべきである。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところである。
- ・東京の法人タクシー業界においては、こうした状況にいち早く対応すべく「新卒ドライバー採用プロジェクトチーム」を立ち上げるなどして、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みが始まったところである。こうした取り組みの推進

により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。

- ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日には、関東運輸局から東京都北多摩交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80 %又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90 %又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、1, 808 両（実働率 80 %）、1, 607 両（実働率 90 %）が示されたところである。
- ・これに基づき平成 26 年 12 月末の車両数 1, 749 両（期間限定減車 1 両含む）からすると実働率（80 %、90 %）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ▲ 3.4 %、8.1 %の乖離があり、適正と考えられる車両数の上限値を下回っている。
- ・しかしながら輸送需要が低迷している状況にあり、タクシーが引き続き地域公共交通機関としての機能を十分に発揮するためにも、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。加えて、タクシー事業者においては事業の効率化を図る等の適正化への取り組みを推進していく必要がある。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

②安全性の維持・向上

③環境問題への貢献

④交通問題、都市問題の改善

⑤地域公共交通としての役割の強化

⑥総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

⑦観光立国実現に向けての取り組み

⑧社会・福祉への貢献への取り組み

⑨防災・防犯対策への貢献

⑩タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

⑪事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画（改正案）

平成22年 2月24日
一部改正 平成24年11月20日
一部改正 平成 年 月 日

東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
 - ①東京都南多摩交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務
 - ②タクシー事業の現況
 - ③取組みの方向性
2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）
3. 地域計画の目標
 - ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
 - ②安全性の維持・向上
 - ③環境問題への貢献
 - ④交通問題、都市問題の改善
 - ⑤地域公共交通としての役割の強化
 - ⑥総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
 - ⑦観光立国実現に向けての取組み
 - ⑧社会・福祉への貢献への取組み
 - ⑨防災・防犯対策への貢献
 - ⑩タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
 - ⑪事業経営の活性化、効率化
 - ⑫過度な運賃競争への対策◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑦観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入や、外国語旅客接客研修の更なる拡充などを積極的に推進していくべきである。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところである。
- ・東京の法人タクシー業界においては、こうした状況にいち早く対応すべく「新卒ドライバー採用プロ

ジェクトチーム」を立ち上げるなどして、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みが始まったところである。こうした取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。

- ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日には、関東運輸局から東京都南多摩交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80 % 又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90 % 又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、1, 247 両（実働率 80 %）、1, 086 両（実働率 90 %）が示されたところである。
- ・これに基づき平成 26 年 12 月末の車両数 1, 240 両（期間限定減車 9 両含む）からすると実働率（80 %、90 %）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ▲ 5.6 %、12.4 %の乖離があり、適正と考えられる車両数の上限値を下回っている。
- ・しかしながら輸送需要が低迷している状況にあり、タクシーが引き続き地域公共交通機関としての機能を十分に発揮するためにも、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。加えて、タクシー事業者においては事業の効率化を図る等の適正化への取り組みを推進していく必要がある。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

②安全性の維持・向上

③環境問題への貢献

④交通問題、都市問題の改善

⑤地域公共交通としての役割の強化

⑥総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

⑦観光立国実現に向けての取り組み

⑧社会・福祉への貢献への取り組み

⑨防災・防犯対策への貢献

⑩タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

⑪事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

東京都西多摩交通圏タクシー~~準~~特定地域協議会地域計画（改正案）

平成22年 2月24日
一部改正 平成24年11月20日
~~一部改正~~ 平成 年 月 日

東京都西多摩交通圏タクシー~~準~~特定地域協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
 - ①東京都西多摩交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務
 - ②タクシー事業の現況
 - ③取組みの方向性
2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）
3. 地域計画の目標
 - ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
 - ②安全性の維持・向上
 - ③環境問題への貢献
 - ④駅前における交通集中の改善
 - ⑤地域公共交通としての役割の強化
 - ⑥総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
 - ⑦観光立国実現に向けての取組み
 - ⑧社会・福祉への貢献への取組み
 - ⑨防災・防犯対策への貢献
 - ⑩タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
 - ⑪事業経営の活性化、効率化
 - ⑫過度な運賃競争への対策◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4. ~~改正~~タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑦観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入や、外国語旅客接客研修の更なる拡充などを積極的に推進していくべきである。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところである。
- ・東京の法人タクシー業界においては、こうした状況にいち早く対応すべく「新卒ドライバー採用プロジェクトチーム」を立ち上げるなどして、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みが始まったところである。こうした取り組みの推進

により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。

- ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日には、関東運輸局から東京都西多摩交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80 %又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90 %又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、209 両（実働率 80 %）、186 両（実働率 90 %）が示されたところである。
- ・これに基づき平成 26 年 12 月末の車両数 209 両からすると実働率（80 %、90 %）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ 0 %、11 %の乖離率であり、適正と考えられる車両数の上限値に到達している。
- ・しかしながら輸送需要が低迷している状況にあり、タクシーが引き続き地域公共交通機関としての機能を十分に発揮するためにも、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。加えて、タクシー事業者においては事業の効率化を図る等の適正化への取り組みを推進していく必要がある。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

②安全性の維持・向上

③環境問題への貢献

④駅前における交通集中の改善

⑤地域公共交通としての役割の強化

⑥総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

⑦観光立国実現に向けての取組み

⑧社会・福祉への貢献への取組み

⑨防災・防犯対策への貢献

⑩タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

⑪事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項